平　成　31　年

奥州金ケ崎行政事務組合議会会議録

第１回定例会　２月４日招集

奥州金ケ崎行政事務組合議会

平成 31 年第 1 回

奥州金ケ崎行政事務組合議会

定 例 会 会 議 録

平成31年第１回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会会議録

議事日程第１号

平成31年２月４日（月）午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　諸般の報告
第４　平成31年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針（管理者演述）
第５　平成31年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針演述に対する質問
第６　一般質問
第７　報告第１号　自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
第８　議案第１号　奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について
第９　議案第２号　奥州金ケ崎行政事務組合一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正について
第10　議案第３号　奥州金ケ崎行政事務組合火災予防条例の一部改正について
第11　議案第４号　奥州金ケ崎行政事務組合布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例の一部改正について
第12　議案第５号　岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
第13　議案第６号　平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第３号）
第14　議案第７号　平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第２号）
第15　議案第８号　平成31年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算
第16　議案第９号　平成31年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算

～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　諸般の報告
第４　平成31年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針（管理者演述）
第５　平成31年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針演述に対する質問
第６　一般質問
第７　報告第１号　自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

第８　議案第１号　奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について
第９　議案第２号　奥州金ケ崎行政事務組合一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正について
第10　議案第３号　奥州金ケ崎行政事務組合火災予防条例の一部改正について
第11　議案第４号　奥州金ケ崎行政事務組合布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例の一部改正について
第12　議案第５号　岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
第13　議案第６号　平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第３号）
第14　議案第７号　平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第２号）
第15　議案第８号　平成31年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算
第16　議案第９号　平成31年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

出席議員（13名）

議　長　　阿　部　加代子　君
１　番　　小野寺　　満　君
２　番　　高　橋　　浩　君
３　番　　千　葉　康　弘　君
４　番　　瀬　川　貞　清　君
５　番　　明　神　キヨ子　君
６　番　　廣　野　富　男　君
７　番　　有　住　　修　君
８　番　　小野寺　　重　君
９　番　　今　野　裕　文　君
10　番　　渡　辺　　忠　君
11　番　　千　葉　正　男　君
12　番　　千　葉　和　美　君

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

欠席議員（なし）

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

説明のための出席者

管　理　者　奥州市長　　小沢昌記　君
副管理者　金ケ崎町長　　髙橋由一　君

副管理者	奥州市副市長	及川新太君
事務局長		高橋喜代志君
企画総務課長		及川勝博君
施設管理課長	兼長寿命化事業推進室長	菅原　優君
会計管理者	兼水質管理課長	千葉美隆君
消防長		阿部保之君
消防次長	兼消防総務課長	千田光男君
消防次長	兼予防課長	平　裕司君
消防救急課長		小野寺和則君
水沢消防署長		千葉　直君
江刺消防署長		菅野一美君
消防救急課主幹	兼通信指令室長	菊池　亮君
消防救急課主幹	兼危機管理室長	後藤秀作君
企画総務課	課長補佐兼主幹心得	松田好正君
企画総務課	課長補佐兼企画総務係長	藤原丈司君
企画総務課	課長補佐兼財政係長	千田俊輔君
施設管理課	課長補佐兼管理係長	馬場　隆君
水質管理課	課長補佐兼水質保全係長	廣野克哉君
消防総務課	課長補佐兼人事係長	志和　純君
水質管理課	副主幹兼浄水係長	菅原敏幸君
施設管理課	長寿命化事業推進室主査	鈴木伸司君

議　　事

午前10時　　開議

○議長（阿部加代子君）　これより平成31年第１回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第１号をもって進めます。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、７番有住修議員、８番小野寺重議員の２名を指名いたします。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元に配付しました予定表のとおり本日１日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日限りと決しました。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第３、諸般の報告を行います。

監査報告はお手元に印刷配付のとおりであります。これに対して質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質問なしと認めます。

なお、今期定例会に提出のため管理者より議案10件の送付を受けております。

これをもって報告を終わります。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第４、平成31年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針演述を行います。

管理者より発言の許可を求められておりますので、これを許可いたします。小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君）　本日ここに、平成31年第１回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会の開会に当たり、平成31年度の行政運営の基本方針及び主要な施策について、管理者としての所信の一端を申し述べさせていただきます。

当組合は、生活環境の保全並びに住民の安全・安心の確保など、奥州市及び金ケ崎町の住民生活にとって欠かすことができない業務を担っており、その果たすべき役割及び責任を踏まえ、鋭意努力を傾注してまいりますので、議員各位並びに地域住民の皆様のご理解とご協

力をお願い申し上げるところでございます。

平成31年度は、引き続き行政課題を先送りすることなく解決に向けて取り組むとともに、地域住民の暮らしを支える事務事業については着実に継続して、住民福祉の向上に寄与するよう組合の運営に努めてまいります。

また、次の４つの柱を重点項目として掲げ、広域行政としての役割を担ってまいります。

１点目は「介護医療の取り組み」、２点目は「胆江地区衛生センターにおける取り組み」、３点目は「消防の取り組み」、４点目は「胆江広域水道用水供給事業の取り組み」であります。

以下４つの柱ごとに取り組む施策について申し述べます。

１点目「介護医療の取り組み」につきましては、迅速な介護認定審査判定業務による高齢化社会への対応と休日及び夜間診療所の運営を通じた初期医療確保による住みやすいまちづくりに寄与してまいります。

介護認定審査判定業務につきましては、構成市町と連携を図りながら、公正公平かつ迅速な審査判定業務を遂行し、介護サービスを必要とする方々及びそのご家族の日常生活を支えていけるよう努めてまいります。

休日及び夜間診療所の運営につきましては、年々利用者が増えていることから、その役割は大きなものと考えております。引き続き奥州医師会のご理解とご協力をいただきながら、住民の方々が安心して生活できるよう胆江医療圏における夜間及び休日の初期医療の確保に努めてまいります。

２点目「胆江地区衛生センターにおける取り組み」につきましては、ごみ焼却施設の基幹的設備の改良工事をはじめとした、胆江地区衛生センター等各施設の維持補修を着実に進め、将来にわたって快適な暮らしを支える基盤を確かなものとしてまいります。

「ごみ焼却施設基幹的設備改良工事」につきましては、３年目を迎え、本年９月には２つある焼却炉のうち現在工事中である２号炉及び新たに設置する発電施設が完成し、ごみ焼却の余熱を利用した発電を開始いたします。

発電した電力を胆江地区衛生センター内のし尿処理施設、粗大ごみ処理施設等へ供給することにより、停電時においても自立運転が可能となる災害に強い施設として、工事の完成後15年間の安定稼働を確保できるものであります。

なお、工事に伴い焼却炉が１炉のみの運転を余儀なくされていることから、ごみの受け入れが滞らぬよう施設の安定稼働に努めていくとともに、残り２年の工事期間中につきましても、工事の安全を確保しながら進め、工事の進捗状況については、見学会の開催、構成市町の広報なども活用しながら住民の皆様にお知らせしてまいります。

また、本年１月に完成いたしました「リサイクル・資源物保管施設」につきましては、リユースできる自転車、家具などの保管を行い、住民の皆様への無償提供を行う機会を設けるなど、「リサイクルの推進」や「ごみ減量」の啓発施設として活用をしてまいります。

最終処分場につきましては、焼却灰などに含まれる放射性物質の溶出防止を図るため、ベ

ントナイト系遮水シートなどを用いながら引き続き施設の安全確保に努めてまいります。また、現在進めている奥州市側溝土砂の埋め立て処分に伴い、地域住民の皆様の安心を担保するため、放射線量の定点測定や測定結果の公表を継続してまいります。

広域火葬場及び広域交流センターにつきましては、施設管理受託者との意思疎通を図り、適切な施設の維持管理を行うとともに住民の皆様が安心してご利用いただける施設の運営に努めてまいります。

し尿処理施設につきましては、供用開始から21年が経過しており、老朽化が進む施設の現状を正確に把握し、構成市町のし尿処理の見通しを勘案しながら、更新も含めた施設の維持管理の方向性を検討してまいります。

３点目の「消防の取り組み」につきましては、消防力の維持向上を図り安全・安心な暮らしを支えてまいります。

昨年及び一昨年、管内の農業協同組合と連携して火入れ・たき火による火災予防の広報活動を行った結果、火災件数は、平成28年の72件から平成30年には63件と減少傾向となったことから、今後も継続して広報活動などを実施してまいります。

さらに、過去５年の住宅火災における死者数11人のうち７人が住宅用火災警報器未設置のケースであったことから、引き続き機器の設置指導を徹底し、火災による死者発生防止につなげてまいります。

また、防火対象物の消防法令違反については、適切な是正指導により防火対象物の関係者に対して防火安全対策の徹底を促すとともに、立入検査で把握した違反について公表し、利用者みずからが建物の安全情報を入手することができる仕組みを構築してまいります。

火災出動、救助活動につきましては、山林火災対応訓練、水難救助訓練等の各種訓練を実施してまいります。また、近年、県内外で大規模な災害が頻発しており、応援活動要請に応えられるような緊急消防援助隊の応援出動及び受援体制についても万全を期してまいります。

救急業務につきましては、高齢化社会を背景にした救急需要の増加に対応するよう、バイスタンダーの養成など応急手当ての普及促進に努め、バイスタンダーから救急隊へ、救急隊から医療機関へ引き継ぐ「救命の連鎖」の強化を図ってまいります。

指令業務につきましては、多言語通訳を活用し外国人からの119番通報に対応するなど、引き続き迅速確実な指令体制に努めてまいります。

消防車両につきましては、消防力整備計画に基づき、水沢消防署に配備している水槽付消防ポンプ自動車、資機材搬送車及び水難救助用資機材搬送車の計３台を更新し、機動力及び機能性を充実させ、消防力の強化を図ります。

４点目「胆江広域水道用水供給事業の取り組み」につきましては、昨年度から引き続き経営課題の解消に取り組んでまいります。

経営改善検討委員会からいただいた政策提言の考え方を基に方向性を検討してきたところでありますが、施設規模の縮小に向け、事業計画を見直しする方針に舵を切り直したところ

であり、引き続き構成市町との協議を進めてまいります。

また、現在の供給料金は、平成31年度までの期間として定めたものであることから、平成32年度以降の供給料金の改定に向け、事業計画の見直しとあわせ、構成市町との協議を進めてまいります。

以上、平成31年度の組合運営の基本方針と重点的に取り組む４つの柱を申し述べました。

当組合の事業は構成市町の分担金で賄われており、負担すべき構成市町は、急速に進む高齢化と人口減少により厳しい財政運営の状況にあります。

これまで以上に創意と工夫を凝らし、業務を進めることが重要であることから、平成31年度中に定員管理計画及び財政計画を策定し、行財政改革に取り組んでいる構成市町と歩調を一つにして、最少の経費で最大の効果が得られるように職員の英知を結集し、住民の皆様の期待と信頼に応えるべく、全力を傾注して組合運営に当たってまいります。

重ねて、議員各位並びに構成市町の住民皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、私の施政方針といたします。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第５、平成31年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針演述に対する質問を行います。

順次質問を許します。質問ございませんか。

９番今野裕文議員。

○９番（今野裕文君）　し尿処理の維持管理の方向性の検討について、改選後の施政方針演述でも触れられていたと思います。それで、現時点における到達点について教えていただければと思います。

○議長（阿部加代子君）　千葉水質管理課長。

○会計管理者兼水質管理課長（千葉美隆君）　９番今野議員の質問にお答えいたします。

現時点の到達点ということでございますけれども、施政方針にありますとおり、し尿処理施設の現状を正確に把握している部分について未だ不足な点があるということでございます。し尿処理施設の方向性につきましては、現状の施設を維持管理をしながら進めていく方法、それから施設を改造して公共下水道へ接続をする方法、それからごみ焼却施設同様、基幹改良工事をする方法、それから全く新しく新汚泥再生処理センターとして新設する方法がございます。現時点で現状21年目を迎える施設について、これまでの維持管理運転状況と、水槽等の状況について31年度において施設の精密機能検査を実施し、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（阿部加代子君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　以上で管理者演述に対する質問を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　以上をもちまして管理者演述に対する質問を終結いたします。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第６、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

初めに、９番今野裕文議員。

〔９番今野裕文君登壇〕

○９番（今野裕文君）　９番今野裕文であります。私は、本定例会に当たり、さきに通告しております２点についてお尋ねをいたします。

最初に、広域火葬場さくらぎ苑の運営に関わるお尋ねをいたします。昨年12月、火葬、葬儀に連日参列する機会がありました。その際、通常の日取りよりかなり遅れて行われる事例が複数あり、どのようになっているのかなと思います。年末になり、関係者からさくらぎ苑の受け入れについて、「今野さん、どうもうまくいっていないようですね。どうなっているんですか」とお話をいただきました。高齢化が言われ、亡くなる人が増えていることはご承知のとおりですが、火葬や告別式が通常の慣習より日取りが遅れることは関係者にとってなかなかつらいものがあるだろうなと思います。そこで、担当の職員にその実態をお尋ねしたところ、さくらぎ苑側では10時から３時ごろまでに利用が集中し、その時間帯はほぼ目いっぱいになっていることとのことであります。一方、９時台、それから午後３時より遅い時間帯はほとんど利用希望がなく、空いているとのことであります。まず、運営を委託している組合員の職員が一斉に退職するということがあり、一時運営に支障があったやの説明もありました。今後ますます亡くなる方が増えるのではないかと思われますので、これからの運営のあり方について一定の考え方を整理する必要があるのではないかと思います。また、余裕のある早い時間、あるいは遅い時間の利用をお願いすることは、これだけ広域の範囲で移動時間を要する地域で、しかも枕経や出棺という慣習を考えるとたやすいことではないと思われます。また、炉を増やすこともできると思いますが、施設や駐車場等が狭隘になり、中を空けなければならないケースもあり、施設上の制約もあるなど、簡単には解消できないように思われます。

そこで、伺います。１つは、火葬場の利用申請時、利用者の希望に応えることができない事例はどのくらい発生しているのか、つかんでおりましたらお答えをいただきたいと思います。

２つ目は、直接運営を担っている職員の皆さんの大きな入れ替えがあったとされていますが、その実情について伺います。あわせて職員の待遇の実態を明らかにしてください。

３つ目は、高齢化の進展とともに需要はさらに高まると思いますが、今後の対応策についてどのように考えているかをお尋ねをいたします。

次に、昨年10月の定例会でもお尋ねしておりますが、なお納得がいきませんので、重ねて

お尋ねをいたします。消防業務の実態について10月の定例会で述べておりますので、省略をいたしますが、訓練や立入検査業務が多く、時間外に行わなければならない状況は改善されなければならないと思います。具体的には、新規に採用する職員分は警防要員から外せるようにし、各研修に余裕を持って実行できるようにすること、立入検査等、専門に企画、執行できる体制をとる必要があるのではないかと考えますことから、改めて伺います。10月の定例会では、管理者からしっかり検討しますとの答弁をいただきましたが、どのような検討になっているのかお尋ねをいたします。

以上であります。

○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君）　９番今野裕文議員のご質問にお答えをいたします。

１件目の胆江地区広域火葬場さくらぎ苑の運営の実態についてお答えをいたします。はじめに、火葬日が利用する方々のご希望に沿えない状況についてであります。火葬場の使用につきましては、火葬の予約状況、空き状況により住民の方々のご希望に沿えない場合があります。火葬場の「火葬予約の受け付け」につきましては、電話回線を利用した火葬予約システムにより行っていることから、組合においては年間で希望する日に火葬をとり行えていない件数が何件あるかを正確に把握することができない状況です。このことから、実際に予約を行っている葬祭事業者へ聞き取りを行ったところ、全体的に２割から３割は火葬希望日に火葬を執り行うことができない場合が生じているとのことでした。特にも休場日である毎月第２月曜日、１月１日、２日の後には火葬の予約が混み合い、火葬場使用者のご希望に沿えない状況であることを確認しております。

なお、希望される日に火葬が行えない理由といたしましては、火葬件数が年々増えていることのほかに火葬を希望される時間帯にもあると考えております。火葬の時間帯については、午前10時から11時まで、午後は１時30分から２時30分までに集中し、全火葬件数の80％がこの時間帯で執り行われており、午前９時、９時30分、お昼前後の時間帯はほとんど火葬が執り行われていない状況であります。これは、参列される方や僧侶の方などの都合に配慮し、火葬の時間を希望されているものと考えられ、火葬の時間を最優先される場合には火葬の日を翌日、翌々日に繰り延べていただいていることもあります。

次に、火葬の運営を直接担っていただいております胆江葬祭事業協同組合の職員の入れ替わりについてお答えをします。火葬場の運営につきましては、胆江葬祭事業協同組合が業務受託者であり、現在７人の職員をもって業務に当たっていただいております。職員の入れ替わりにつきましては、平成29年度、平成30年度において３人の職員の入れ替わりがあったところです。また、火葬場で勤務する職員の年間給与につきましては、平成30年度の職員平均で約295万円となっており、平均年齢は48歳、平均勤務年数は９年となっております。

次に、高齢化の進展と今後予想される火葬件数の増加への対応についてお答えをいたしま

す。火葬場供用開始の平成15年度においては、約1,500件の火葬件数でありましたが、平成29年度には約1,850件まで増加をしており、議員ご指摘のとおり高齢化の進展とともに、火葬需要は今後高まるものと考えております。火葬場は、その建設当時から高齢化の進展を予測し、現在使用中の火葬炉５基に加え、１基を増設できる設計で建設しており、火葬件数の推移を見ながら火葬炉増設の時期を検討してまいりたいと考えております。また、火葬需要の高まりに対する対応につきましては、他団体の状況なども調査しながら火葬炉の増設のみならず、他の手法についても検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、２件目の消防職員の定数条例の見直しについてお答えをいたします。勤務実態による職員定数の見直しについてでありますが、新規採用後半年間の初任科研修に派遣する職員分の要員の対応につきましては、各署所の救急、火災などによる出動及び活動状況が異なることから、これまでも臨機応変な全署所間における協力、応援体制により特段の支障は生じていないものであり、今後も同様の体制をもって対応可能なものと考えているところであります。

また、今後の制度改正に伴う重大な消防法令違反対象物の違反是正を行う予防要員の体制につきましては、今後の予防業務に係る業務量の変化や進捗状況などを把握しながら引き続き検討をしてまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（阿部加代子君）　９番今野裕文議員。

○９番（今野裕文君）　今のまずさくらぎ苑のほうですけれども、次に１日休みがあって、10時から11時半、11時までと、それから１時半から２時半まで、これについては12月の数字見ますともう20件超えて28件、29件、31日あるうちそれだけ動いている。そうすると、もうほぼ毎日この時間帯は炉が動いているという状態です。先ほどの話ですと、９時台が12月は６件、15時台、午後３時台が８件と、空いているのはこの２枠、あと問題はお昼時間は働いている人のこともあるでしょうから、これを簡単に入れればいいという議論にはちょっと今の体制ではならないのだろうというふうに思います。質問通告してから前後に担当者とお話をいたしましたけれども、体制の強化をしないとお昼時間入れるということは難しいのでないかなと私は思いますし、例えば９時台に入れるというふうになれば、移動時間が長いところだともうほぼ不可能だと私は思うのです。そういう点では、具体的にどうするのか検討する必要があるのでないかというふうに思います。１炉単純に増やしても結局受け付け時間を20分単位に刻むのだったら、施設の関係上からいって回転が高まるというふうには単純に思えませんので、緻密に具体的に検討しないと需要に応えられないものではないのかというふうに私は思います。いただいた資料は、12月分だけですので、ほかの月についてはよくわかりませんけれども、需要に応えられないということにならないような検討をぜひ始めてほしいというふうに思います。担当の方から伺ったときは、まだこれからということで、ほかの組合の状況を聞くとか、そういうことしかお話はいただきませんでしたけれども、いずれこのままいきますとお昼稼働しなければならないということになれば、今の７人の体制ではもう無理

なのだろうというふうに思いますので、そこら辺の検討を始めるべきではないか。炉を増やすのは簡単ですけれども、話を伺っていると炉を増やしたからといって収骨する場所とか、あるいは火葬を始める前のいろんな慣例のしきたりをこなしていくためには一定の時間がどうしても必要なわけで、炉を増やしたからといって回転を上げるというのは難しいのではないかというふうに私は思いますので、具体的な検討が必要でないかと思いますので、その点お尋ねをいたします。

それでは、消防のほうです。先ほどの答弁では、創意と工夫で経費を減らして、最少の経費で最大の効果をと、地方自治法に沿った答弁だと思います。ただ、これから今日の議案にもありますけれども、重大な違反については公表する、それから公表すれば指導もきちっと実績として残さなければならないだろうというふうに私は思いますので、そういう点では今の体制で本当にできるのかというふうに思います。10月の議会ではお話ししませんでしたけれども、ここの組合の基準人員は237名になっています。現員数は170人、不足が67人、それで消防長は隣の分署、署所が近いために、お互い応援できる、だから可能なのだという説明でありますけれども、例えば分署によっては夜間４人体制というのが恒常化しているのではないかと私は思うのです。ことしは３人退職されて３人補充する、来年は５人退職されて５人補充する、そういうことになれば、今よりもきつくなるのは間違いないと思いますし、業務が、公表というのはそんなに業務量は増えるわけではないというお話でしたけれども、いずれ今の体制ですと職員が本当に休まなければならないときに休みをとれない、これは多分否定されないと思います。有給休暇というのはありますけれども、休みたいときにとれないと家庭を維持していく上ではかなり厳しいことでもありますので、登壇しても述べましたけれども、ぜひ新採の職員については警防要員から外して研修できる体制をつくるべきでないかというふうに思いますし、今ほぼ８割以上を時間外に頼っている立入検査も業務時間内にできるような体制をつくるべきだと、同じことを繰り返しますけれども、来年は５人退職されるわけです、来年度。そういう点では、一定のやっぱり見直しをする必要があるというふうに私は思いますので、その点重ねてお尋ねをいたします。

○議長（阿部加代子君）　高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君）　火葬場の対応についてお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、炉の１基を増設した場合でも回らないのではないかというお話でございましたが、おっしゃるとおり例えば待合のスペースも今の５炉に対応したような数になってございますので、単純に炉を増やしただけでは対応ができないのかなというふうには考えてございます。さらに体制の強化、例えば今現在７人いらっしゃる方を８人に増やすというような対応をしても結局利用していただいている時間帯に利用件数が集中しているということが大きなネックになっておりまして、それを増やしたとしても件数が集中しているところについては結局炉の回転が追いつかないといいますか、できないということもございます。全くこれは無理なお話にはなるのですけれども、現在利用が少ない、例えば９時台です

とかお昼の時間帯、11時の時間帯とか、そういうところを利用していただければ、最も効率的にといいますか、利用していただくことができることにはなるのですけれども、それはちょっと利用者の方々のご都合ということもございますので、それはできませんが、いずれ炉の増設ですとか、その後は体制の強化等のほかにも何か対応することができないか、今後検討してまいりたいというふうに思ってございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　阿部消防長。

○消防長（阿部保之君）　９番今野議員のお尋ねにお答えいたします。

議員お話しされました重大違反の公表の関係と消防法違反是正の関係、これまたベクトルがちょっと別個なものでございまして、公表につきましては事務的に手続を進める、消防法違反については違反の通知から始まりまして行政指導、その先には消防法に基づく措置という形になりますので、若干事務量、手続も必要になるものでございます。そういった中で、消防力の整備指針、総務省消防庁の告示でございますが、これに基づいた算定人員が237名、この消防本部に必要ではないかと示されてございます。67名の不足、現員につきましては、消防ポンプ、このポンプ１台当たり５名が指針上の設定数でございます。５名から１名ないし２名、これを減じられる要件がございます。１つは、密集地の数、あるいは複数体、消防隊がペアで戦術する場合は１個の隊から減じてもそれは構わない、そういった形で１ないし２名減じて積算した積算数が170名ということで消防本部の条例で定数設定しているものでございます。

その中で、分署が４名体制、これが恒常化しているのではないかというお尋ねでございましたが、分署には４つの分署、前沢、金ケ崎、胆沢、衣川、４つの分署ございますが、いずれも密集地のない分署ですので、消防隊員４名をもって消防戦術展開できると、そういった設定数、可能でございます。

職員が休みをとりたいときとれないのではないかというお尋ねでございましたが、これにつきましては昨年秋口に議員､消防本部においでいただいたときにご説明申し上げましたが、特定の日に休みが欲しい、いわゆる小学生、中学生のお子さん持っている職員が５月の第３日曜日、第４日曜日、運動会で休みが欲しい、そういった場合各署所の勤務人員４名ないし５名、水沢消防署ですと15名なのですが、そういった中でできる限り休みを付与したい、やりくり、水沢消防署だけでやりくりつかない場合はほかの分署含めて人員やりくりできないかということで年休をできる限りとらせる、取得させたいということで取り組んでいるものでございます。そういった中で、29年、30年、職員１人当たり年休の処理日数が12.7日休んでいる状況でございます。

次に、立入検査、これの時間外で執行するのはどういったものかというお尋ねでございましたが、消防本部の年間査察件数、計画数が大体1,100件程度でございます。これを査察要員１人当たりで割りますと８件で２人ペアで実施するものですから、２人ペアで年間16件査察

してほしいといった計画でございます。これを勤務明けの日、いわゆる非番日、勤務日のうちでも休憩時間に当たるものでございますが、この時間帯に年間16件お願いしたいといったものでございますので、さほど多い、ハードル高いミッションではないと考えているものでございます。

さらには、来年度５名退職、まさに私その５名のうちの１人に当たるわけですけれども、５名の入れかわりにつきましては過去例もございます。５人退職して、その間に何らかの補充なくてもこれはやりくりできるという実績もございますので、その考えで今後も対応してまいりたいと考えているものでございます。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　９番今野裕文議員。

○９番（今野裕文君）　火葬場については、初めてお話ししましたので、どうするのといってもこれからでしょうから、いずれ結構広域で移動時間もかかりますので、そういう点ではお昼に入れられるのかどうか私はわかりませんけれども、ただ現状だと、どうしても火葬はしなければならないものですから、使えないとなれば必ず何日かのうちにはぎりぎり、余りありがたくない時間に入れざるを得ないということも起きてくるわけですので、矛盾が出ないような体制をぜひ検討いただきたいというふうに頼みます。

消防ですが、10月の答弁の域は出ていませんで、最少の経費で最大の効果というのは法律にも定められていることですので、そのとおりだと思います。不足人員数が67名ですよね。これは多分否定できないのでしょう。法律で認められる最低限でやらなければならないという理由も私はないのではないかというふうに思う。夜間の分署勤務を４人体制で恒常化していくのはやっぱり異常だと思いますし、それから立入検査等で専門に担当できる部署が全くないというのも私はおかしいと思いますし、何よりも新採の職員をもう10月か11月から現場に出す前提で、その分の要員をほかの応援で対応して、それまでの専科の研修に新採の職員が入ってきてから今いる人員の中から研修に出さなければならないという、こういう状況は異常だと思います。やりくりで問題は解消されるようなお話ですけれども、それは判断する団体が何団体かあって遠慮してしまう、結果として遠慮してしまわざるを得ない状況でしょう。私は、それは否定しないと思うのですけれども、そういう状況を解消していくことも考えなければならないのではないかと思いますので、その点、管理者にお尋ねして終わります。

○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　いずれ議員のほうからはこの件についてはずっとお話をいただいているということであります。費用対効果というふうなものも無視はできないわけでありますけれども、何よりも安全、安心に係る部分についてどのように考えていけばいいのかという部分については、これは大きな課題であるというふうに捉えております。今のご提案の部分も含めて、消防本部とはしっかり検討をしてまいりたい、このように考えます。

○議長（阿部加代子君）　高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君）　火葬場のことにつきましては、管理者答弁にもありましたように、今後利用件数が高齢化によって増えていくということも考えられますので、利用に支障の生じないよう検討を進めてまいりたいというふうに思ってございます。

○議長（阿部加代子君）　次に、６番廣野富男議員。

〔６番廣野富男君登壇〕

○６番（廣野富男君）　６番廣野富男です。それでは、さきに通告しておりました救急体制に係る３項目について、１点目は妊婦、新生児等救急搬送の現状と課題について、２点目は５月の長期休暇期間中の救急搬送上の課題と対応について、３点目は救命士ＯＢの活用の現状と活用法について、それぞれ事業管理者にお伺いをいたします。

初めに、妊婦、新生児等救急搬送の現状と課題についてお伺いをいたします。昨年10月に消防年報平成30年版が発行されたところでありますが、平成29年中に発生した救急救助統計の状況を見ますと事故種別年齢区分別搬送人員の状況では、急病による搬送件数が3,355人、そのうち少年を含めた新生児、乳幼児の急病搬送件数が171件、事故別、搬送医療機関別搬送人員の状況では急病による管内搬送病院が3,117件、管外が238件となっております。

そこで、お伺いをいたしますが、妊産婦を含めた、いわゆる７歳未満の救急搬送の状況、管外医療機関との救急受け入れ協定の有無、あわせて水沢病院小児科の休診等による管外救急搬送の課題についてお伺いをいたします。

２点目ですが、昨年12月８日に参議院本会議において５月１日の新天皇即位に伴う祝日法が成立し、４月27日から５月６日までの10連休が実現することになりました。子供や一部サラリーマンにとっては大変ありがたい話ではありますが、医療機関や保育所等の長期休業は国民生活に支障が出るのではとの指摘もされております。

そこで、お伺いをいたします。ことしに限った大型連休期間ではありますが、救急搬送上、想定される課題とその対応についてお伺いをいたします。

３点目は、救命士ＯＢの活用についてであります。救急業務は、昭和38年４月の消防法改正により正式に消防機関の業務として位置づけられ、その後消防機関の主要な業務となり、近年繰り返し発生する地震や豪雨等による大災害の対応などにより消防に対するニーズは質、量ともに大幅に増大していると言われております。また、今日的な人口減少社会において、高齢化や人口の低密度化に伴い、住民ニーズの変化に的確に応える消防行政サービスの提供が一層求められております。このような環境の中、平成24年岩手県患者受療行動調査による胆江２次医療圏の患者流出入の状況を見ますと、流入患者割合が15.6％、流出患者割合が15.7％とほぼ同率で自己完結型の医療圏と言われておりました。しかし、昨年末の水沢病院小児科の休診や、年度内の内科、整形外科医の退職により、水沢病院での救急患者の受け入れが困難とも言われており、急病患者548件の多くは岩手中部医療圏等への搬送も予想され、搬送時間の延伸に伴う救急隊員の負担が増大するのではと懸念しております。

一方、平成30年版消防年報による消防職員の基準人員と充足率を記載したページには、基

準人員237人、現有人員170人、不足人員67人、充足率71.7％という状況を示しながらも、先ほども一般質問に対する回答にもありましたが、一貫して消防職員定数を見直す姿勢は見せておりません。

そこでお伺いをいたしますが、水沢病院の医師減少による救急受け入れの環境が急変する中、消防職員の人員不足を補いつつ救急職員の負担を軽減するため、とりわけ救急救命士ＯＢの活用を積極的に推進すべきと提言をするところでありますが、現状と活用の考え方についてお伺いをいたします。登壇しての質問といたします。

○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君）　６番廣野富男議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、妊婦、新生児救急搬送の現状と課題についてであります。平成29年度の救急出動のうち、奥州金ケ崎管内、管外別の病院への収容状況でありますが、具体の数値につきましては消防長から後ほど答弁いたさせます。

管外への搬送につきましては、入院患者の病状悪化などによる他の病院への転院搬送が過半を占めているものであります。なお、管外の病院に搬送するために協定等は締結しておらず、事案ごとに病院に個別連絡し、収容の了解を得た上で搬送することとなっております。あわせて、毎月県立中部病院で行われる救急医療運営会議に出席し、同病院へ受け入れできなかった事案についての検証等を行っています。同様の会議は、県立胆沢病院でも開催されており管内、管外の病院と連携し、救急搬送に不安のない体制の構築に日々努めているところであります。

また、水沢病院の小児科医不在に伴う救急搬送の影響についてでありますが、平成30年１月から12月までの乳幼児及び少年の救急搬送306人中、水沢病院への搬送は31人と搬送人員の約10％であり、乳幼児に限ると162人中８人、５％であります。医師が不在となる前から水沢病院への小児救急の搬送割合は高くないことから、その影響については判断しかねるものであります。

次に、５月の大型連休中の救急搬送上の課題と対応についてお答えをいたします。今年度の大型連休は10連休となるところでありますが、救急病院の認定基準において、医師は常時診療に従事していることと規定されていることから、これまでの大型連休同様、病院側の受け入れ体制、救急搬送の体制には変わりがないものと考えております。

次に、救命士ＯＢの活用の状況と方針についてお答えをいたします。救急件数の増加傾向に伴う救急救命士への負担についてでありますが、勤務時間帯の出動については特定の職員に過度な負担がかからぬよう署所内で偏らない出動編成を組み、対応しているところであります。また、救急救命士ＯＢの活用については、再任用制度の活用や定年延長の動向を踏まえながらしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○議長（阿部加代子君）　阿部消防長。

○消防長（阿部保之君）　６番廣野議員のご質問、救急の具体数値についてお答えいたします。

平成29年の救急出動のうち奥州金ケ崎管内、管外別の病院への収容状況でございますが、妊産婦の救急搬送については管内が３人、管外が54人、計57人となっております。この管外へ搬送した54人のうち50人、約92％が入院患者の病状悪化などによる他の病院への転院搬送でございます。

生後から28日未満の新生児につきましては、９名で、全てが管外の病院への転院搬送でございます。生後28日以上７歳未満の乳幼児につきましては、管内が109人、管外が21人の計130人でございまして、この管外21人のうち７人、約33％が転院搬送でございます。７歳以上18歳未満の少年につきましては、管内が192人、管外が34人の計226人でございまして、この管外34人のうち13人、約38％が転院搬送でございます。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　６番廣野富男議員。

○６番（廣野富男君）　ありがとうございました。最後のほうからお伺いをいたします。

実は、私ごとではございましたが、昨日の朝方、うちの家内が胸の痛みを訴えまして、いろいろ迷ったのですが、余りにも痛みを訴えるので、救急車を消防署のほうにお願いをいたしまして、胆沢病院に搬送していただいて、大ごとにはならなかったわけでありますが、大変今回の案件で大変な現場なのだなというのを改めて感じました。きのう私１時、病院に行ったのは朝２時でしたが、帰ってきたのは７時、家内と一緒に帰ってきたわけですが、胆沢病院の当直医が３人、看護師が２人でございました。そこに搬送された、あるいは当日救急で来られた患者さんは私がいただけで10人でございました。帰り際にそこにおられた経理の受付の方に伺いましたらば、夕方から朝方まで20人ぐらい手当てをしたということで、我々が思っているよりその現場というのは大変だなということを改めて感じましたし、改めて当日お世話になった職員の方々にはこの場をおかりして御礼を申し上げたいと思います。

それで、救急救命士のＯＢの活用につきましては、ご検討をいただけるということでございますが、先ほど今野議員もご指摘をしたところでありますが、67人不足しているという、何でこういう年報にここまで記載する必要があるのか。要は、法令で守られているのであれば100％の充足率という表現でいいのかなと思うのですが、あえて記載をしているということは消防長含めて当消防職員の状況は極めて厳しいのだということを私は暗にお示しをしているものだと思います。改めて、ただいま管理者から救命士ＯＢの検討をするという回答をいただきましたが、どういう検討をこれからいつまでにされるのか、この点についてお伺いをいたします。

それと、大型連休の救急搬送の部分でございます。恐らく年末年始ですと１週間程度の連休というのはごくごくまれなことかもしれませんが、この年報を見る限りは、１週間の中でやっぱり日曜日の搬送件数が多いということから見ると、休日はなぜかわかりませんけれど

も、そういう救急事案が多く発生するということからすると、ある程度想定はされているとは思うのですけれども、ここでちょっと改めてお伺いするのですが、この年末年始、過去の年末年始あるいはゴールデンウイーク時の救急搬送傾向というのは、普通の平日といいますか、１年間の土日、祭日と大型連休の期間の救急搬送状況というのは多いのか少ないのか、ちょっと参考までにお尋ねをしたいと思います。

あとは、こういうのを特に消防サイドのほうで検討するべきなのかどうか、ちょっとここら辺あれですが、この大型連休に対する対応について、構成市町あるいは医師会と何らかの対応協議、あるいは協議されているのかどうか、されてきたのか、あるいは今後する予定なのか、その点をお伺いをいたします。

最後、妊婦、新生児の件ですが、改めて水沢病院の状況にかかわらず、多くは管外に搬送されておって、水病さんの小児科あるいは内科、外科の先生方が退職されても余り影響ないというふうに受け取ったのですが、そういう認識でいいのかです。特に若いお母さん方が子供を持つときにこの管内のそういう医療あるいは救急体制が万全ですと住みやすい地域というふうに評価されるのではないかというふうに思うとき、これができるのかどうかわかりませんが、協定はないとなって、その都度事案によって搬送先を決定するというお話やに伺ったところでありますが、できれば可能なのかどうか含めてですが、ぜひ中部病院さんと妊婦、新生児等の対応については、主に中部病院さんのほうにお世話になりたいというふうな協定を結べるのであれば結んでいただきたいなというふうに感じるところでありますが、その点についてお伺いをいたします。

○議長（阿部加代子君）　阿部消防長。

○消防長（阿部保之君）　６番廣野議員のご質問にお答えいたします。

まず、１点目の職員の救急救命士ＯＢを含めた職員の再任用、定年延長の関係でございますが、今の年金の制度でいきますと60歳で定年を迎えて無年金の状態が続く、それを何とかしなければならないという考えで再任用の関係、これは行政組合でも条例を持って対応している。たまたま消防本部ＯＢ、私の先輩方ですが、希望された先輩方がいらっしゃらなかった。今後は、そういう希望する職員出てくるのも当然と考えております。

また、定年延長については、国のほうでは動き始めまして、それが我々地方公務員にどのように反映になるか見守っている状況でございまして、いつまでというのはちょっと具体の年限、お答えしづらいところでございます。

２点目の年末年始あるいは大型連休の救急の搬送の実態はどうなのだろうというお話、お尋ねでございましたが、手元に具体のデータ持ってきていない状況でございますが、感覚的な話で大変恐縮でございますが、年末年始、お盆は救急需要がかなり多いと感じております。私ども奥州金ケ崎での救急対応でございますが、一時的に年末年始、お盆につきましては人口増加、一時的な人口増加傾向にありまして、８台の救急隊が全て出払うという状況が間々ございます。９番目の救急要請来たらどうしようかな、お隣の一関消防本部、あるいは北上

消防本部さんに救急車の出動をお願いするしかないのかなという形で救急車出払っていましたという連絡は入れている状況下にございます。たまたま８台の救急隊がうまく運用できまして、９番目の救急要請来た際には管内の８台でやりくりできているという状況にございます。

３番目の救急医療の関係の協議は、協議した事実はございません。また、救急指定病院である限り、それは受け入れてくれる。救急患者の病態、状態によって、いずれも直近の医療機関、救命が第一でございますので、それでたまたま中部病院だった、あるいは管内の病院だったと、そういった差はございますが、まずは病態に即した直近の医療機関へ搬送すると、それが第一と考えているものでございます。

また、妊婦、新生児につきましても水沢病院の搬送実態多くなったという事実がございます。そんな中でですが、新生児も同様、生命危険があれば、まずは救命第一という考えで胆沢病院へ運んで搬送するケースが多くございます。当面の生命危機回避になった時点で専門的なと申しますか、管外の小児科病院に転院搬送する、そういった経緯もあろうかとございます。また、妊婦につきましては、周産期医療の関係でどこかのと申しますか、管内、管外含めてでございますが、医療機関の管理下にある、そういった中でさらに生命危険があれば、管内の胆沢病院、直近の病院に運ぶ、当面の生命危機を回避した後に、また専門の病院へ、それが管内であったり管外であったりといった状況でございます。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　６番廣野富男議員。

○６番（廣野富男君）　ありがとうございます。先に救急救命士ＯＢの件でございますが、確かに国でも雇用の延長、再任用等、65あるいは70というふうないろいろな議論されているわけでありますが、私は現場がよくわからないでいるのもなんなのですが、私の今回の案件で強く感じたのはやはり現場というのは我々が思うよりは本当に大変な現場なのだなと思ったとき、確かに調整をとってやりくりできると言われるかもしれませんけれども、せっかく職員として退職されて、恐らく救命士の資格取るのも相応のご苦労なり勉強なり、あるいは実践を積んで国家資格を取った方々でありますから、こういう方々を有効に使うと、こういう人材を使うというのは今後の消防行政にあっていいのではないかと思うのです。確かに全国的な環境もあると思いますけれども、何かの本で読んだのですけれども、地域のそういう人材を活用する、そして広域なり、あるいはその地域でこういう消防力を高めるというふうに今それぞれ取り組んでいるようでありますから、10人も20人もやるべき話ではないのです。最低でも日中救急搬送、一日の傾向とすると、さっきの火葬場ではないのですが、10時から２時半、大体このあたりが600から700という一番のピークの高い……ごめんなさい、８時からですね。８時から３時だったと思うのですが、ここが一番救急搬送される時間帯なのです。この日中だけでもＯＢ１班、私が思うのは４名なら４名、救急車は３名ですか、一応最低３名かとは思いますが、この３名の方々を何とか再雇用等々考えていただいて、有事の際の対

応をぜひしていただきたいということで、ここは消防長が言える部分ではないと思いますから、もしここら辺、管理者からそこら辺、地域の人命を守る、あわせて職員の健康、命を守るという点から、管理者からひとつお願いをしたいというふうに思います。

それと、大型連休の救急搬送なのですが、実は救急というのは全部が全部病院に行ってすぐ治療してもらえるのかなと思いましたら、たまたま私の家内の対応のときは２時に行ったのですけれども、手当開始になったのは１時間半だか２時間後だったのです。というのは、医師から見れば、直接命に影響のある本当の、本当というか、緊急度の高いのから救急治療、手当てしていただいたのだなと思います。ですから、病院に行ってすぐ治療ではなくて、病院に行っても緊急度の高いところからされるのだなというふうに思うと、これは病院側とは言いづらいところがあるのですが、そういうことを考えるとやはりいち早く命を救う、あるいは例えば障害を幾らでも後遺症が残らないようにするためには、より早く病院に行って病院で治療してもらうというふうには今回の大型連休についてはさまざまなことを想定されて、医療機関とか医師会と、本当に十分だということであればあれですが、ぜひそこら辺を対応していただいて、万全を期していただきたいという思いがありますので、その点についてあれば、よろしくお願いをいたします。

○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　救急救命士のＯＢの活用については、先ほど申し上げましたように、再任用制度や定年延長の問題もございますので、ここはしっかり地域にある有資格者、その能力がある方々、力のある方々のご協力体制については、これは検討していくべきことでありますし、さらにさまざまな分野で積極的な参加をしていただけるような、そういうような雰囲気づくりも極めて重要なのかなというふうなお話としてお聞き取りをさせていただきましたので、いずれ登壇しても述べましたように、しっかり検討してまいりたいということであります。

それから、病院間の話、私に対する質問ではないのですけれども、少し知っている範囲の部分でお話をさせていただきますと、例えば水沢病院から、小児科で言えば中部あるいは済生会というふうな部分で、病院間同士では極めて綿密な連携はとれているのです。ですから、お願いして嫌だということはないというのは、これは病院間の約束事になっております。ここは、きちっとなされているのです。ただ、今６番議員がお話しされた救急のときにどんな条件でもうちの患者を受け入れろというふうな、そういう協定はなかなかそれはできないよということで、その状況によってはやはりいろいろな支障があるのですけれども、基本的には今不足する分はお互いに助け合いましょうというふうな厚意、これは中部あるいは北上の済生会だけではなく、磐井ともそういうふうな関係は病院間ではなされているというふうな分についてはぜひご理解をいただきたい。協定を結んだから何だりかんだりすぐだということの部分は、ちょっとまた運ぶ分とは違うということについてはご理解をいただきたい。その手前の最も重要な部分については、既に連携、お話し合いは、要するに横文字で言えばコ

ンセンサスは調えられているというふうにご理解をいただければと思います。

これは、余談の話になるのかもしれませんけれども、いざ急病になられて、一刻も早くご本人も、そしてご家族もそういうふうな分では対応してほしいというのは、これは当然でありますし、私もそういうふうな部分の消防本部を管理する管理者としてもそのように思うわけでありますけれども、一歩下がって、我々自身としてのみずからの命を守るというふうなところを考えたときには、やはり医師会の先生方、あるいは我々も健康福祉部を通じて言っているのですけれども、基本的にかかりつけ医を持つ、ここの部分での対応というのが極めて重要な時代になりつつあるのではないかなという、６番議員のお話を聞きながら改めて感じたところでございます。若干お話をさせていただくと、うちの身内でもそういうふうな状況があったのですけれども、救急車を呼ばずにかかりつけの先生のところにみずから家族が連れていきました。そうすると、そこでかかりつけの先生はどういう状況であるかというのを即座に判断をし、その時点でかかりつけ医の先生がアテンドして病院へ連れていっていただくということで、遠回りのようにしていて、かかりつけの先生が責任を持ってそこの先まで付き添ってくれたというような状況も経験していることからすると、元気なとき、ふだんからいかに信頼関係を持てるかかりつけの先生とのつながりがあるかというのが実は我々が健康で長生きするための大きなポイントになってきているのではないかというふうにも少し思ったところであります。そのことを言って責任を転嫁とか放棄するつもりはありません。ただ、そういうふうなものも我々としてはしっかり考えていかなければならない、そういうふうな状況に差しかかりつつあるなということを少し思いましたので、余談ではありましたけれども、少しつけ加えさせていただきました。

○議長（阿部加代子君）　阿部消防長。

○消防長（阿部保之君）　６番廣野議員のお尋ねにお答えいたします。

大型連休控えまして、救急隊の活動状況の確認はもちろんのこと、受け入れる医療機関のほうと申しますか、まさに強固な救命の連鎖を確立するという考えから、連休前に医療機関の関係も確認して、確実なセーフティーネット構築に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　11時30分まで休憩といたします。

午前11時17分　休憩

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

午前11時30分　再開

○議長（阿部加代子君）　再開いたします。

次に、１番小野寺満議員。

〔１番小野寺満君登壇〕

○１番（小野寺満君）　１番小野寺満です。さきに通告しております消防行政について、小沢管理者にお伺いいたします。

本消防本部の火災、救急等の業務につきましては、住民のため昼夜を問わない出動をいただいておりますこと、特にも火災出動につきましては水沢消防署、江刺消防署、各分署の連携により火災の延焼防止、早期消火に日々努められておりますことに心から感謝申し上げます。

さて、近年地震、台風、集中豪雨などによる被害は、天災は忘れたころにやってくるという昔からの言い伝えを完全に過去のものにしております。昨年も全国各地で多くの災害があり、尊い多くの命が失われました。６月18日午前７時58分に発生した大阪府北部を震源とするマグニチュード6.1の地震では、９歳の小学生を含む４名が犠牲となりました。

また、６月28日から７月８日にかけて四国、中国、近畿、東海地方を襲った豪雨では、総雨量が四国地方で1,800ミリ、東海地方で1,200ミリを超えるなど、７月の月降水量平均値の２倍から４倍の雨量となりました。この豪雨による死者は、広島県で115名、岡山県では66名、愛媛県では31名など１府13県、計237名の尊い命が失われました。

９月６日には、マグニチュード6.7の北海道胆振東部地震が発生しましたが、この地震では姉妹都市でもあります厚真町で震度７を記録し、厚真町の方36名を初め、41名が犠牲になられました。この地震の際は、本消防本部からも緊急消防援助隊として２隊８名が派遣され、８日間にわたり人命捜索活動を行っております。

また、この地方でも昨年３月９日の季節外れの大雨、６月30日の午後に発生しました集中豪雨により奥州市の東部、北上川の東部でございますけれども、及び前沢、衣川地域では河川の氾濫や土砂崩れ被害が発生し、いまだに復旧工事が行われております。今はこのような災害がいつ起こるかわからない時代となりました。

職員の増員につきましては、今野裕文議員も質問いたしておるところでございますけれども、このような自然災害が発生した場合の消防本部の対応をより強化することが必要になってくると思います。そのためにも消防職員の増員が必要だと思います。本行政事務組合職員定数条例によりますと、消防職員定数は170名となっております。また、総務省が出しております消防力の整備指針・消防水利の基準によりますと、本行政事務組合消防本部の場合は定数は237名となっており、基準よりも67名も不足しております。私は、大災害が起きてからの対応では遅いと思います。リスク管理体制の強化については、常に取り組むことが必要であると思います。

そこで、小沢管理者に次の３点について質問いたします。１つ、東日本大震災以降の消防職員の定数の推移について、２番目、県内各消防本部の消防職員定数の充足率について、３点目、消防職員の増員計画について、以上３点につきまして登壇しての質問とさせていただきます。

○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君）　１番小野寺満議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、東日本大震災以降の消防職員の定数の推移についてお答えをいたします。平成24年度は169人で、以降平成26年度までは同数で推移し、平成26年度に通信指令の共同化、江刺東分遣所の要員確保などにより定員適正化計画の見直しを行い、平成27年度から170名となっております。

次に、県内各消防本部の職員定数の充足率についてお答えをいたします。平成27年の実態調査で県内の最高の充足率は陸前高田市消防本部で85.3％、最低は遠野市消防本部で48.1％であり、当消防本部は71.3％で県平均の70.6％を、わずかではありますが、上回っている状況にあります。

また、消防本部の定数は、総務省の消防力の整備指針に基づく定数より67人下回っている理由についてでありますが、１つは管内の密集地、道路整備状況など、地域の実情を勘案し、消防ポンプ１台当たりの乗車定員を５名から１人ないし２人減じても十分な消防戦術の展開ができ、万全な災害対応が可能であることから、消防ポンプ車などの整備台数に対する警防要員を45人減じて計算しているものであります。また、同様に火災予防業務については、警防要員をもって補充することにより予防業務の着実な推進を行うものとし、こちらについても22人減じて算定をしているものであります。

次に、消防職員の増員計画についてお答えをいたします。地震や豪雨などによる大規模な災害が発生した際には、警防計画に定める職員の招集を行い、速やかに警防要員を確保し、出動させ、災害対応を行うものであります。また、さらなる人員が必要となる場合には、県内各消防本部及び全国の緊急消防援助隊の派遣要請、連携により万全な警防体制を図るものとしているところであります。

○議長（阿部加代子君）　１番小野寺満議員。

○１番（小野寺満君）　ありがとうございました。いずれ消防職員の充足率につきましては、県平均を、わずかですけれども、上回っているということでございますけれども、全国的に見た場合ですが、ちょっと資料は古いのですが、平成27年の資料によりますと消防本部の管轄の人口ですけれども、10万から30万未満の消防本部の充足率につきましては74.4％ということでございますし、全体的な平均で言いますと77.4％ということでございます。これを当本部に置きかえますと176人から183人という数字が出てくるわけでございますけれども、いずれ災害が起きてから人が少なかったと、そういう話ではやはり住民の皆様に安心を与えられないのではないかなと思います。

また、先週の２月１日でございますけれども、消防協会の胆江地区支部消防団幹部研修会がありました。胆沢の文化創造センターで開催されました。講師先生は、盛岡地方気象台の吉田予報官様でしたけれども、その講演の内容は大雨災害と災害気象情報の利活用についてというご講演でございましたけれども、その中で最後に災害への心構えということでいつか起きるものと認識せよということでございます。対岸の火事ではなく、必ずいつかは大災害がやってくるということを認識しなさいよというご指導でございました。また、もう一点は、

自分は大丈夫だと思うなということでございます。ですので、この奥州金ケ崎地域だけが大丈夫だということはないのであります。ですので、何とか職員を増員して強化を図っていただきたいと思いますけれども、その点につきまして管理者からのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　今次の質問につきましては、今野裕文議員、それから廣野富男議員からも同様のご質問があり、検討するということであります。基本的には、現状で十分な体制が整えられることを前提に考えるべきことというふうに考えておりますが、ご指摘のあった点について、さらに安全確保のためにどうあればいいのか、継続して運営していくためにはどのような課題があるのかなどというふうなこと、広範に考えながら検討を続けてまいりたいというふうに思うところでございます。

○議長（阿部加代子君）　次に、３番千葉康弘議員。

〔３番千葉康弘君登壇〕

○３番（千葉康弘君）　３番千葉康弘です。私は、先ほど先輩議員、廣野富男議員からありましたが、救急活動について再度お伺いいたしたいと思います。

１点目が救急車の出動状況についてお尋ねいたします。電話で救急搬送をお願いされたいと、その中で出動回数、現在はどうなのか、また５年前と比べてどうなのかということをお尋ねしたいと思います。その中で、搬送される方々の年齢構成等についても１点目として質問いたしたいと思います。

２点目が搬送される方の傷病程度、状況ということでお尋ねいたします。消防署法では、死亡、重症、中等症、軽症というようなことで、軽症というのが入院をしない方ということが軽症ということがあるようですけれども、その傷病程度についてもお尋ねいたします。

３点目が脳卒中、心筋梗塞の病院での受け入れ状況について、管内、また管外はどうなっているのかとどちらに搬送されているのかということをお尋ねしたいと思います。

４点目が胆江地区の医療圏では、今、小児科、産婦人科というのが一番不足している部分ですが、この受け入れ状況はどのようになっているのかということを質問いたします。

以上の４点について、管理者のほうにご質問いたします。

○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君）　３番千葉康弘議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、救急出動状況についてであります。平成24年度から平成29年度の５カ年のデータを比較いたしますと119番の入電から現場到着までと現場出発から病院到着までの所要時間については短縮されたものの、その一方で緊急出動件数については増加しているところであります。なお、それぞれの具体的なデータの数値については、消防長から答弁いたさせます。

また、搬入人員については、年齢が低い方の人数は減ったものの、高齢の方の人数が増え

たことにより、全体の人数は増加している状況であります。

次に、平成29年度傷病程度別搬送人員の状況についてお答えをいたします。平成29年の全搬送人員5,092人中、傷病程度別については死亡が124人、重症が548人、中等症が2,836人、軽症が1,584人となっております。救急車の適正利用については全国的な課題であり、その周知に努めているところでありますが、救命率向上のため、さらなる住民の協力を得るよう努めてまいりたいと考えております。

次に、平成29年の奥州金ケ崎管内、管外の病院別搬送人員の状況についてお答えいたします。脳卒中については、管内が304人、管外が17人、心筋梗塞は管内が43人、管外が１人という状況であります。また、小児科については、管内が219人、管外が47人であります。管外搬送は47人のうち23人、約48％は入院患者の病状悪化などによる他の病院への転院搬送であります。妊婦については管内が３人、管外が54人であります。管外搬送54人のうち50人、約92％は転院搬送という状況であります。また、水沢病院の小児科医の不在に伴う救急搬送については、さきの答弁でも申し上げましたが、平成30年１月から現在まで特段の大きな変化は生じておらず、医師が不在である前から水沢病院への小児科救急への受け入れ割合は高くないことから、その影響については判断しかねているというところでございます。

○議長（阿部加代子君）　阿部消防長。

○消防長（阿部保之君）　３番千葉議員のご質問、具体的数字についてお答えいたします。

救急活動における出動状況の平成29年と平成24年の比較のデータでございますが、119番の入電から現場到着までの平均所要時間につきましては、平成29年が9.4分、平成24年が9.9分で0.5分短縮が図られてございます。現場出発から病院到着までの平均所要時間につきましては、平成29年が12.6分、平成24年が13.6分で１分短縮が図られております。

救急出動件数につきましては、平成29年が5,532件で平成24年が5,273件、259件の増となっており、そのうち急病が平成29年で3,644件、平成24年が3,279件、365件の増、一般負傷が平成29年が697件、平成24年が676件で21件の増となっております。

年齢別の搬送人員につきましては、新生児は平成29年が９人、平成24年が17人で８人の減、乳幼児は平成29年が134人、平成24年が180人で46人の減、少年は平成29年が172人、平成24年が180人で８人の減、成人は平成29年が1,356人、平成24年が1,514人で158人の減でございます。高齢者は、平成29年が3,421人、平成24年が2,989人で432人の増という状況でございます。

○議長（阿部加代子君）　３番千葉康弘議員。

○３番（千葉康弘君）　ありがとうございます。今お聞きしまして、救急搬送、電話して病院に着くまでというのが１分以上これまでと比べて早くなっているというようなことで、救急隊員の皆さん、消防の皆さん方に感謝したいと思います。

その中で、最近５年間比べますと、毎年50件ぐらいずつ救急搬送の依頼が増えている。その中で、７割が高齢者の方というようなことで、子供は少なくなっているのだけれども、どんどん高齢化しているというようなことが原因かと思いますが、そうなっているということ

です。

その中で、一番何とか改善していきたいなと思いましたのが今の軽症の方、電話を入れるのは1,584人あるというようなことですが、この点を少しでも改善できないかなというのが一番の疑問に思ったところでした。その中で、軽症者といえども消防に救急車の搬送入電があればすぐに対応しなくてはいけないということで、すぐ対応されて病院のほうに搬送されると、これが一番の対策なわけですけれども、ただし私たち自身でも日ごろできることもあるのかなというのをふと考えたところがありまして、それが広報的な活動というようなことで、例えば緊急性あるかどうか、これはなかなか判断難しい部分ですが、その中で幾らかでも可能性あればということですけれども、例えば広報とか新聞、ラジオとかということのＰＲで、まずかかりつけ医、またここの場合ですと休日とか夜間診療とかも胆江地区は活動されていますので、そちらのほうを活用できないかとか、そういうような手だてというのも一つのやり方がありまして、その中でもしかするとこの軽症者の一つをもうちょっと解消できる、または電話する方も不安を、まだ大丈夫かなというようなことで自分でも対応できる部分が出てくるかと思うのですが、その辺のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（阿部加代子君）　阿部消防長。

○消防長（阿部保之君）　３番千葉議員のお尋ねにお答えいたします。

まさに軽症患者、これは結果として軽症に区分した数でございます。一緒にいた方、あるいはご家族から見ると通常時、平常時と違った反応、あるいは症状で、もしや生命危険があるのではないかという不安を感じて119番された結果かなとは感じているところでございます。そういった中で、こういった軽症の場合の救急要請少しでも減らして、まさに真に救急要請に対応すべく、取り組まなければならないのではないかということで、国のほうではスマートフォンのアプリ、Q助というのですが、スマートフォンに入れて今の病態でどうなのだろうといったふうに、翌日にでもと、あるいはすぐに救急車119番してください、そういった判断できるアプリケーションソフトがございます。また、岩手県では今検討に着手したところでございますが、シャープ7119、救急相談ダイヤルで、電話しますと医療関係者、いろいろ聞き取ってくれる、聞き取っていただいて、まさにさきのアプリと同様、すぐに救急車呼んだほうがいいです、あるいは翌朝、翌日に病院に診てもらうということで大丈夫ではないですかといったようなナビゲーション、ご案内していただいている。そういった相談ダイヤルが今宮城県では取り入れていますが、岩手県では今検討しているということで、そういったことを含め、取り入れる、活用できるものは活用して救急車の適正利用につなげてまいりたいと考えているものでございます。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　３番千葉康弘議員。

○３番（千葉康弘君）　新しいスマートフォンとかシャープ7119、これ私わからなかったことですけれども、教えていただきまして、本当にありがとうございます。

次に、再度質問いたしますけれども、脳卒中の患者の方で17人が胆江地区ではなくて管外のほうに搬送されているという部分があるのですけれども、やはり例えば脳卒中、心筋梗塞ですと時間がない、争われる部分かなと素人なりには思うのですが、この辺を改善できないのかなという部分が１点ございます。

もう一点が小児科、妊産婦なのですけれども、小児科のほうが47件、あと妊産婦の54件が管外にというようなことで搬送されているとありますが、ここ私たち奥州金ケ崎に住む者として、やはりこの辺を改善していただかないと、なかなか安心して住むことが難しくなるのかなという部分が出てくるかと思いますが、この数字に対して、これは平成31年になればもう少し増えてくるような感じがするのですが、管理者としてはどのようにお考えになるのか、またはどのように工夫されて改善するのかお聞かせいただければと思います。

○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　私に質問された部分についてお答えをさせていただきたいと思います。

いずれこれは救急搬送云々ということ以前の問題になるわけです。医師が集められるかどうかということであります。20年前等と言えば、この地域においては里帰り出産の自由にできるような地域であったわけでありますけれども、以来医師が不足し、そして産婦人科医がどんどんいなくなられてしまったということ、小児科医も同様であるというふうな部分からすると、まず今何とか頑張っていかなければならないなという最大の部分は周産期にかかわるお医者様の確保、そしてその中には産婦人科医の先生、そして小児科の先生ということになると思うのですけれども、そういうふうな先生方にこの地域を選んで支援していただけるような状況をつくることが１自治体、あるいは奥州金ケ崎という広域の一部事務組合でできるのかというふうな部分については、これは極めて難しい問題であろうというふうに思います。よって、現状、まず足元を固めるという意味においては、そういうふうな状況において緊急の搬送をしなければならない、希望される、あるいはどうしてもそのような形で対応してほしいという方に対して、いかに端的に短い時間で、そして支障なく移動できるか、搬送できるかというような体制の充実というところにまずは力を注ぐ、そして同時にこれは岩手県、あるいは東北、さらに言えば全国の課題でもありますので、そういうふうな部分についてはやはり国との協議、県との協議の中でどういう打開策があるのかというのを検討しつつ、できるところから力を注いでいくということにより、少しでもよりよき方向に改善をしていかなければならない。逆に言えば、今すぐにできないという話をしているわけでございますので、その際にその医療を必要とされる方々にとってどういうふうな選択肢があるのか、どういうふうな対応をすべきかという部分についての情報はしっかりとお伝えしていくための努力をしていかなければならないものというふうに考えております。

○議長（阿部加代子君）　３番千葉康弘議員。

○３番（千葉康弘君）　お答えいただきましてありがとうございました。これもすぐという

ことはなかなか難しいのですが、その中ですぐできるようになったのが、先ほどありましたけれども、スマートフォンアプリとか、全く私知らなかった部分ですけれども、このような周知とか、例えば現在奥州市、金ケ崎でもですが、看護師さんとか助産師さん、あと保健師さんとかいらっしゃるわけですので、その方々による電話相談のような形ですぐ救急車で駆けつけなければならないのか、かかりつけのほうに相談すべきなのか、そんな相談体制というようなのがもし構築できるのでしたら、そういう形も一つのやり方かなと思います。もう既に現在やっているよという部分があるとすれば、やはりこれは地域に知られていなければならない部分ですので、もしやられているとすれば、それをもっと広げるということで管理者の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　管理者とすれば、紋切りの答弁で申しわけありません。このことは、奥州市が、金ケ崎町がすべきことですということがまず……だから、組合管理者とすれば、その分はそれぞれ構成市町でお願いしたいということになります。

　ただ、そう言ってはちょっと余りにも答弁としては十分でないので、申し上げますが、相談体制は、電話での相談体制等は岩手県が対応するというようなことで、これはもう既になされていることなのであります。しかしながら、それを知っていない、あるいは十分に知られていないというようなところがありますけれども、１つ例として申し上げたいと思います。奥州市の部分について申し上げたいと思いますが、出産後について、出産前からでありますけれども、新しくお母さん、お父さんになられる家庭については、要するに育児手帳をお渡しするというふうな部分において、そのような情報は個別に具体にそれぞれの新しくなるお父さん、お母さんにお伝えをしているというのが事実ございます。ですから、そういうような場合には、困ったときにはこの番号に電話をするということで一定の次への対応方法がなされるというようなことについては、その情報は個別具体にお知らせをさせていただいているというのが状況であります。ただ、そういうふうなことだけではなく、その対象でない方々にも含めて、こういうふうなことがあるらしいぞということを広く周知することによって、さらにその利用度を高める、あるいは相談内容の的確性を充実させていくということも必要であろうというふうに思います。先ほど御答弁申し上げましたように、不足する分については組合としても対応をすべきところは対応をいたしますが、構成自治体においてしっかり対応がなされるよう組合からも働きかけをしてまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（阿部加代子君）　千葉議員、４回目になりますけれども。

　３番千葉康弘議員。

○３番（千葉康弘君）　ありがとうございました。終わりますが、その中で、一番思ったのが自分たちの身近な問題としてこの救急活動を取り上げまして、その中で救急隊員の努力、また救命処置の高度化、的確に対応されているということで、その部分に対して感謝申し上

げたいということを思います。

また、最後に医療現場というのは切迫していますので、ぜひぜひ奥州市に住む、金ケ崎に住む、地域に住む人たちにとって安心できるような形で医療を改善していただくように管理者、副管理者に求めまして終わりたいと思います。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　一般質問を終結いたします。

１時まで休憩とさせていただきます。

午後零時02分　休憩

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

午後１時00分　再開

○議長（阿部加代子君）　再開いたします。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第７、報告第１号、自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告を行います。

提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　報告第１号、自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について、事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

○議長（阿部加代子君）　高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君）　報告第１号、自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

平成30年11月７日午後５時30分ごろ、金ケ崎町三ケ尻地内の町道において、自動車損傷事故が発生いたしました。この事故は、江刺消防署の消防自動車が金ケ崎町三ケ尻地内で発生した火災現場から引き揚げるため町道を後退した際に、当該道路に停車中の相手方車両と接触し、相手方車両の右側面部を損傷させたものであります。

相手方との協議の結果、組合と相手方の過失割合を10対ゼロとし、組合は相手方の車両損害額35万4,704円を支払うことで示談が調い、地方自治法第180条第１項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

なお、事故の防止につきましては、さらに細心の注意を払うよう喚起し、車両運転の安全管理には万全を期してまいります。

○議長（阿部加代子君）　ただいまの報告に対し、質問ありませんか。

５番明神キヨ子議員。

○５番（明神キヨ子君）　この事故について、もう少し詳しくご説明をお願いします。

○議長（阿部加代子君）　阿部消防長。

○消防長（阿部保之君）　ご質問にお答えいたします。

事故を起こしました車両は、江刺消防署に配備している大型水槽車でございます。消火活

動終了後、幅員4.5メートルの道路を誘導員を立てて70メートルほど後進、バックしましたが、その途中では無線機から別案件ですが、出動指令なんかが流れて、誘導員と運転手、機関員と申しますか、意思疎通が図られない、そういった場合には後進を中断するなど、慎重な運転に努めておりました。丁字路交差点に差しかかる手前、道路左側に２台ほど縦列駐車した状況でございます。その後ろ側が相手方車両。江刺消防署の大型水槽車のバンパー、そしてタイヤで相手方車両の右側面を損傷させた事故でございます。この事故の顛末につきましては、大型水槽車の運転手、駐車車両１台との思い込み、誘導員は２台あるのはもう運転手もわかっているものだという思い込みがございました。そういった中で、4.5メーター道路、これを右側に寄せてバックしたものですから、どこかの段階で道路中央に戻りたい、ハンドルを右に切りたいという思いがあったようです。誘導員、２台目まだクリアしていませんので、そのまま真っすぐという指示を出したにもかかわらず、運転手はハンドルを右に切りたい切りたいという思いがあったもので、今がそのタイミングと聞き違いを起こし、接触、損傷させた。さらにでございますが、誘導員は、丁字路交差点に間もなく差しかかるので、その丁字路の状況も確認した。確認した際に、大型水槽車の動き、動向から目を離し、結果損傷事故を発生させたものでございます。

再発防止策としまして、誘導する隊員は単に「オーライ、オーライ」の発声のみならず、具体の情報の伝達としまして、例えば車両２台あるよ、２台のうち今１台目クリアしたといった具体の情報も伝達、あるいは運転手に情報が伝わっていないのではないかという思いもある場合には運転手に復唱させる、そういった形の確実な情報伝達、また誘導員につきましては誘導車両から目を離す、そういった状況もあろうかと思います。その際には、待て、あるいは自分の思いどおりに車が来ない場合はやめ、ちゅうちょのない指示を出すようにということで注意喚起を発しておりますし、また江刺自動車学校、水沢自動車学校の教習コースに通いまして、そういった誘導も含めた消防車両の運転技術の向上、事故防止に職員一丸となって努めている次第でございます。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　５番明神キヨ子議員。

○５番（明神キヨ子君）　今消防長からお聞きしましたが、万全の今後の策をお聞きしまして安心したところでございますけれども、やはり誘導員、今もお話にありましたとおり、誘導員と運転手の意思疎通がうまくいかなかったということで起きた事故だと思います。事故なので、人間なので、そういったようなことはあると思いますけれども、やはり住民の目から見れば、救急車あるいは消防自動車というのはそういったような事故は起こさないものというふうな、そういう目で見ている中でのそういったような単純な事故であったということでございますので、今後今おっしゃったような事故対策はしっかりとして、二度とこのようなことのないように注意をしてやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（阿部加代子君）　答弁ありますか。
○５番（明神キヨ子君）　お願いします。答弁をいただいて終わります。
○議長（阿部加代子君）　阿部消防長。
○消防長（阿部保之君）　繰り返しにはなりますが、職員一丸となって再発防止に努め、市民、町民の皆さんの信頼獲得に努めてまいりたいと思うところでございます。
　以上です。
○議長（阿部加代子君）　ほかにございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（阿部加代子君）　質問を終結いたします。
　以上をもって報告第１号を終わります。
～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～
○議長（阿部加代子君）　日程第８、議案第１号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。
　議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。小沢管理者。
○管理者（小沢昌記君）　議案第１号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承をお願いします。
　なお、以下議案第２号から議案第９号までにつきましても同様に事務局長からご説明申し上げますので、あわせ、ご了承を願います。
○議長（阿部加代子君）　高橋事務局長。
○事務局長（高橋喜代志君）　議案第１号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。
　この改正は、岩手県職員の給与制度に準じて、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。
　改正の主な内容でありますが、職員に係る給料表、期末手当及び勤勉手当の支給割合について改めるものであります。
　この条例の施行期日は、公布の日、または平成31年４月１日とし、職員の給料月額の改定については平成30年４月１日から、勤勉手当の支給割合の改定については平成30年12月１日からそれぞれ遡及して適用するものであります。
　以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。
○議長（阿部加代子君）　ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（阿部加代子君）　質疑なしと認めます。
　討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第９、議案第２号、奥州金ケ崎行政事務組合一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君）　議案第２号、奥州金ケ崎行政事務組合一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

この改正は、専門職大学の制度化に伴う環境省令の一部改正により、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格要件について見直しが行われたことに伴い、組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格要件について所要の整備を行おうとするものであります。

改正の主な内容は、一般廃棄物処理施設技術管理者の資格要件に関し、学校教育法による短期大学に同法による専門職大学の前期課程を含むこととするものであります。

この条例の施行期日は、平成31年４月１日からとするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君）　ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第10、議案第３号、奥州金ケ崎行政事務組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君）　議案第３号、奥州金ケ崎行政事務組合火災予防条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

この改正は、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を公表することにより利用者等の防火安全に対する意識を高め、火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者に適切な防火安全体制の確立を促すため所要の改正をしようとするものであります。

この条例の施行期日は、平成32年４月１日とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君）　ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

９番今野裕文議員。

○９番（今野裕文君）　何点かお尋ねします。

まず、ほとんど規則に委ねる条例かなというふうに思うのですが、多分国かどこからか標準的な規則例みたいなのがあると思うのですが、規則には何を規定されるのかお尋ねをいたします。

２点目は、公表を予定している防火対象物は、火災予防条例施行規則にて規定とあります。それで、今般規定されるのは、特定防災対象物と同じものなのか別なものなのか、お尋ねをいたします。

あわせて、非特定防災対象物が入らない理由は何なのか。32年４月から多分どこの消防本部もこうなると思うのですが、全国的にそういうふうに統一されているのかお尋ねをいたします。

○議長（阿部加代子君）　平消防次長。

○消防次長兼予防課長（平裕司君）　質問にお答えいたします。

規則のほうで定めるものは、どのような対象物を対象とするのか、あとは違反している建物、名称を公表する中身といいますか、公表する対象物の名称を規則のほうで定めるということになります。今回対象としているのは、特定防火対象物というくくりになっている対象物を公表しようとするものであります。

非特定防火対象物をその対象としない理由といたしましては、特定防火対象物のほうは数多くの不特定多数の方が出入りする建物を特定防火対象物というふうなくくりになっておりますので、ふだん利用しない方がその建物を利用することが想定される建物を特定防火対象物として管理しているものでございます。日ごろ利用しない方が建物に入るということは、それだけ安全を担保する上でさまざま課題があるといいますか、難しい部分がありますので、特定防火対象物を対象とする。非特定防火対象物のほうは、事務所とか工場とか、常日ごろ利用される方が特定されている対象物となりますので、ある意味安全という部分に関しましてはある程度担保されている建物というふうなくくりになりますので、とりあえず利用される方が特定されていない対象物を公表することによって、住民の皆様の安全を担保しようとする中身で定める、特定対象物を対象とするというふうな形になっているものでございます。

○議長（阿部加代子君）　９番今野裕文議員。
○９番（今野裕文君）　今の説明では、公表を予定しているものは、規則には説明資料の３と４のみ規定するということですね。そういうことで理解していいのですね。
　それで、非特定対象物は、どこの消防本部でも今回のあれには入らないということなのですか。ちょっと勉強不足でよくわかりません。その点、お願いします。
○議長（阿部加代子君）　平消防次長。
○消防次長兼予防課長（平裕司君）　今回国のほうからひな形として示されている公表に係る中身といたしましては、特定防火対象物を対象としてございます。現時点では、非特定防火対象物を公表対象にしている消防本部というのは、現在のところ把握はいたしておりません。ただ、今後これまでの国の流れ、さまざまな通知を見ますと、今後何年か後かには非特定防火対象物も公表の対象になることがあるのかもしれないというふうなことは認識してございます。
○議長（阿部加代子君）　ほかに質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（阿部加代子君）　質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
　討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（阿部加代子君）　討論なしと認めます。
　これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。
～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～
○議長（阿部加代子君）　日程第11、議案第４号、奥州金ケ崎行政事務組合布設工事監督者を設置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例の一部改正についてを議題といたします。
　議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。
○事務局長（高橋喜代志君）　議案第４号、奥州金ケ崎行政事務組合布設工事監督者を配置する水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格を定める条例の一部改正についてをご説明申し上げます。
　この改正は、専門職大学の制度化に伴う厚生労働省令の一部改正により、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について見直しが行われたことに伴い、組合が配置する水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について所要の整備を行おうとするものであります。
　改正の主な内容は、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に関し、学校教

育法による短期大学に同法による専門職大学の前期課程を含むこととするものであります。

この条例の施行期日は、平成31年４月１日からとするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君）　ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第12、議案第５号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君）　議案第５号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

平成31年３月31日をもって、紫波、稗貫衛生処理組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び同組合の規約を変更することの協議に関し、地方自治法第286条第１項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君）　ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第13、議案第６号、平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君）　議案第６号、平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第３号）をご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の２ページ、３ページをお開き願います。今回の補正予算は、歳入においては決算見込みによる分担金の減額、利用者及びごみ搬入量の増加等による使用料及び手数料の増額、鉄屑売り払い単価の増額による財産収入の増額等、歳出においては給料改定等による職員給与費の増額、入札減等による工業薬品等消耗品費、委託料、工事請負費及び備品購入費の減額、燃料単価の上昇等による燃料費の増額、電気使用料の減少等による光熱水費の減額等について所要の措置をするものであり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億3,918万8,000円を減額し、補正後の予算総額を31億2,450万円とするものであります。

次に、補正予算の概要につきまして、歳入歳出事項別明細書によりご説明を申し上げます。７ページ、８ページをお開き願います。最初に、歳入についてでありますが、１款分担金及び負担金、１項分担金は１億4,637万4,000円の減額であります。

２款使用料及び手数料、１項使用料は105万3,000円の増額であります。胆江地区広域火葬場さくらぎ苑の使用件数の増及び胆江地区広域交流センターの利用者数の増によるものであります。

２項手数料は、123万2,000円の増額であります。可燃ごみの搬入量の増加等によるものであります。

９ページ、10ページをお開き願います。３款国庫支出金、１項国庫補助金は67万円の増額であります。ごみ焼却施設の長寿命化事業に係る循環型社会形成推進交付金の交付額の確定によるものであります。

４款財産収入、２項財産売払収入は、鉄屑売り払い単価の増額による鉄屑売払収入392万5,000円の増額であります。

７款諸収入、２項雑入は、給与改定による岩手県防災航空隊派遣職員負担金の増等により30万6,000円を増額するものであります。

11ページ、12ページをお開き願います。２款総務費、１項総務管理費は、業務の見直しによる委託料の減等により272万2,000円の減額であります。

３款民生費、１項社会福祉費は、介護認定審査会の開催数の減による議員報酬の減等により348万9,000円の減額であります。

13ページ、14ページをお開き願います。４款衛生費、１項保健衛生費は、燃料費単価の上昇等による需用費の増額が主な内容で、276万6,000円を増額するものであります。

15ページ、16ページをお開き願います。２項清掃費につきましては、入札減等による消耗品費、工事請負費等の減額、電気使用料の減少等による光熱水費の減額が主な内容で、9,127万5,000円を減額するものであります。

５款消防費、１項総務管理費は79万1,000円の減額であります。

17ページ、18ページをお開き願います。２項消防費につきましては、給与改定等による職員給与費の増額、燃料費単価の上昇等による需用費の増額が主な内容で、2,354万4,000円を増額するものであります。

７款予備費、１項予備費につきましては、翌年度の繰越金相当額等を除きまして、6,722万1,000円を減額するものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君）　ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

９番今野裕文議員。

○９番（今野裕文君）　２点お尋ねします。

２款１項１目、財務会計システムデータ移行業務委託料の減ですが、業務の見直しという説明でございますけれども、具体的にはどういう見直しなのかをお尋ねをいたします。

それから、３款１項２目の報酬、議員報酬321万3,000円の減ですが、審査事務の迅速化に伴う開催数減なのだなというふうに思いますが、その実態をお尋ねいたします。

あわせて、審査事務の迅速化には６つの要件があって、１号被保険者であること、更新申請であること、前回の認定と同じであること、前回の認定が12カ月以上であること、１次判定が安定しており、なおかつ認定基準が３件以内だと、この説明をいただいたような気がします。そのときに、構成市町との検討が必要だという説明だったと思います。それで、一覧表にして審査会に出して、異論がなければそのままということだろうと思うのですが、構成市町との検討というのは、具体的にはどういう検討がされたのか、ないのではないかと思ったりしますが、その点ご説明をお願いいたします。

○議長（阿部加代子君）　及川企画総務課長。

○企画総務課長（及川勝博君）　９番今野議員のご質問にお答えいたします。

まず、１点目ですが、財務会計システムのデータ移行業務委託料の272万6,000円の減につきましては、導入に係る際に、データ移行なのですが、来年度から賃借料等が発生するわけでございますが、その中の費用として見ていくということで、この部分については必要のないということで減額という形で今回補正をさせていただいてございます。

介護認定審査会に係る委員の費用の減につきましては、議員からご質問のとおりでございます。予定より簡素化導入に係りまして、今までは１審査会当たり40件を通常審査で対応し

てございました。それで、要件に関しては、先ほど議員のおっしゃられるとおり、プラス介護保険法制度の部分での要件、そのまま適用ということになりますので、それを９月19日から導入して審査を始めているところでございます。こちらに関しましては、簡素化の部分についてはまず１審査委員会10件から15件、通常審査をまず30件から35件という形で件数を調整してやっているところでございます。通常審査30件から35件については通常どおり審査をしているわけですが、簡素化についてはご質問にもあったように一覧のリストにして、それを審査会等お渡しして見ていただいて、これでよろしいですかと確認の上、判定結果として構成市町に判定結果をやっていくというような状況でございます。構成市町とのやりとりについては、そのとおり、まず法で定められた簡素化の要件でございますので、まずその部分で対応しましょうというところで意思疎通を図ったということになります。

以上となります。

○議長（阿部加代子君）　９番今野裕文議員。

○９番（今野裕文君）　そうすれば、システムデータの移行については、業務の見直しというよりは契約の仕方を変えたということになるのですか。中身は、変わらないということですね。わかりました。

審査のほうですが、簡素審査、簡素のほうは一覧で出して問題になったケースはありますか。それだけお尋ねします。

○議長（阿部加代子君）　及川企画総務課長。

○企画総務課長（及川勝博君）　今野議員のご質問にお答えします。

簡素化導入に係っての運営上の形というか、何かないのかという部分ですが、まず始めた当初、やはり１件か２件だったのですが、本当にこのまま簡素化で進めていいのかというところは審査委員さんから出ました。それに係る部分については、通常審査に切りかえて審査を進めたところでございますが、当初の本当に１件か２件でございます。今は、まず簡素化の部分はリストをご確認いただく、そこから何か疑義が生じたかというのは今のところはございません。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第６号は原案のとおり可決

されました。

～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第14、議案第７号、平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君）　議案第７号、平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第２号）をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出においては天日乾燥床汚泥処理処分量の減による委託料の減額、薬品注入量の低減による薬品費の減額、企業債の借換え廃止による支払利息の予算組み替えによる増額と、資本的収入及び支出においては企業債の借換え廃止による企業債借入額の皆減及び支払い期日の予算組み替え等について補正をしようとするものであります。

別冊の補正予算書の１ページをお開き願います。第２条の収益的支出の補正でありますが、第１款水道用水供給費用を1,672万7,000円増額し、総額５億2,459万3,000円とするものであります。

内訳でありますが、第１項営業費用を1,529万3,000円減額し、第２項営業外費用を3,202万円増額するものであります。

第３条の資本的収入及び支出の補正でありますが、収入については第１款資本的収入を１億2,200万円減額、総額4,307万円とするものであります。

内訳でありますが、第１項企業債の既決予定額全額を減額するものであります。

支出につきましては、第１款資本的支出を3,059万6,000円減額し、総額３億2,602万9,000円とするものであります。

内訳でありますが、第１項創設事業費を既決予算額全額、第２項建設改良費を10万円それぞれ減額し、第３項企業債償還金を20万8,000円増額するものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億8,295万9,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものであります。

第４条の継続費の補正でありますが、30年度以降の創設事業費の年割額を改めるものであります。

２ページをお開き願います。第５条の企業債の補正でありますが、企業債の借換え廃止により起債の限度額、方法等について廃止するものであります。

第６条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正は、職員給与費の22万7,000円増額し、1,673万4,000円とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君）　ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

９番今野裕文議員。

○９番（今野裕文君）　企業債の借換えについては、何度かここに来て変更があるのかということでお尋ねしたのですけれども、33年度の委員会だかの決定を待ってやるという話だったのではないかなというふうに私は思うのですが、それはいいですが、計画を見直すことについては評価をしたいと思います。ずっと言ってきましたので。ただ、そのときに水道供給料金にこれを乗せるという説明だったように思うのですが、そうなのですか。私は、基本的に誰が悪いという議論をするつもりはないですけれども、計画上の誤りと言ったらいいのだか、ミスと言ったらいいのだか、いずれ見直しをせざるを得なくなった理由は、いわゆる水道料金として受益者にはね返るような道筋はとるべきでないというふうに思うのですが、そうなれば負担金で負担するというのが一番合理的だろうというふうに思うのですけれども、そういう考えで進めるつもりはないのかお尋ねをいたします。いずれ検討委員会で出たものを議員に諮って方向性を決めるものだと思っていましたので、この間の全協ではちょっとびっくりしたわけですけれども、そういう考え方に立たないのかどうかをお伺いいたします。

それから、もう一つは、構成市町との協議がどうなっているのかよくわかりません。構成市町の議会には説明はありませんし、金ケ崎町さんに至っては一滴も水使っていないわけですので、そういう点では大きな問題だろうというふうに思うのですが、そういう協議は構成市町の関係部署とはやったのでしょうが、全体として協議はされているのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（阿部加代子君）　高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君）　まず、構成市町との協議でございますけれども、構成市町の担当部署とは常に協議をしながらその方向性等については決定をしてまいっております。

そして、あと構成市町のほうでは、さらに内部でのコンセンサスをとりながら、あとはこちらのほうの協議の場に臨んできていただいているというふうに思ってございます。

また、借換えを廃止することによる財源の部分でございますけれども、これにつきましては、組合といたしましては市、町からの料金で全てのものを対応することになってございますので、それ以外の部分では考えることはできません。ただ、構成市町のほうでは、それを住民の皆様からの料金にするか、もしくは一般財源からの持ち出しにするのか、それは構成市町のほうで判断するものであろうというふうに思ってございます。

また、借換え廃止による財源は、今年度、30年度と31年度につきましては留保資金のほうで対応をするという予定になってございます。もちろん料金のほうでやはり留保資金は後々の設備の整備のために必要な財源になりますので、それは32年以降の料金の中でまたそれをいただくというような形で対応をさせていただきたいというふうな予定になってございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　９番今野裕文議員。

○９番（今野裕文君）　供給料金で対応することになっていると言うけれども、それは何か根拠があるのですか。

○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。
○管理者（小沢昌記君）　まず、この事業を始めるに当たっては、当時は６市町村ということだったのかな、５市町村、ちょっとあれですけれども、それで始まったのでありまして、我々組合といたしましては必要数に応じた整備をするようにということで構成する市町あるいは市町村からの求めに応じてその整備をしたということでございますので、そこの整備にかかわる費用というのは供給する水道料金にはね返っていただくというのが、これは当然のルールでございます。
○議長（阿部加代子君）　９番今野裕文議員。
○９番（今野裕文君）　そういうのを聞いたのではなくて、そういう根拠があるのかということをお尋ねしたわけです。
○議長（阿部加代子君）　高橋事務局長。
○事務局長（高橋喜代志君）　公営企業ですので、独立採算という考え方に立って運営してございますので、収入はその料金でいただいて支出に充てるということでございます。
○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。
○管理者（小沢昌記君）　まず、ルールがあるかといえば、それは公営企業法のルールにのっとって、構成市町からその対価となる料金を我々は適正な価格として合意の上、いただくというのが、これがルールだというふうに考えております。９番議員が求められているのは、何か条例とか、そういうふうな部分であるのかということはちょっと、今私はそこまでは熟知しておりませんけれども、基本的な考え方はそのようだということでございます。
　それから、ご質問の中にありました幾つかの点を私からもお話をさせていただきたいと思うわけでありますけれども、いずれ結果として使用量が４万3,500というふうな形には及ばなかったということで、結果として過剰投資をしてしまった。しかし、今の組合が当初これを整備するときに求められた部分、４万3,500で整備をすることということで始めたわけでございます。しかしながら、それが半分あるいはそれ以下というふうな状況になっては、４万3,500を供給するために整備した建設費用は到底賄うことができないということでありますので、そこのところについては今現状においては借換えを行って建設費用を先送りをしているという状況は、これやめましょうということであります。そして、30年、31年などについては、内部留保資金を使って、借換えではなく返済すべきは返済していこうという組合としてのお考えをこの間も含めてご説明したところでございます。
　議員がご指摘されている、最終的にそれは誰の責任であるかということはともかくとして、その尻拭いを水道を利用する方々に負担させるのは、果たして適正な考え方であるのか、その議論はまだ十分に進んでいない中で借換えをやめてお支払いするというのは拙速とまではおっしゃらないけれども、そこら辺の議論がしっかりした上で進めていくべき話ではないかというふうに私としてはその質問の内容から受け取らさせていただいたわけでございますけれども、あくまでもエンドユーザー、要するに水道を利用されている市民あるいは住民の方々

に対して、それぞれの構成市町がそれを要するに建設費用の回収として水道料金に上乗せをするのか、そうでなく一般会計からの持ち出しによってそれを償うのかというのは、それぞれの市町で決めていただく話であるというふうに思っているところでございます。この論議につきましては、平成30年、31年をかけて、構成市町のそれぞれの都合に応じて決定なされるべき事項であろうというふうに、ここは割り切って我々とすれば事業を進めていくということが最終的には奥州金ケ崎広域における住民の費用負担の軽減につながるというふうな形から、今回このような補正を提案させていただいているということでございます。

よって、協議は進んでいるものの、この決着する部分というのは、それぞれの奥州市であれば奥州市、そして金ケ崎であれば金ケ崎のそれぞれの議会、あるいはそこを構成する全ての会合というか、集まりの中で決定をしていただくということになろうと思います。

我々組合といたしましては、必要とされる資金については、構成市町に適正な内容のものとして、それは金額をご提示し、その分の請求に応じたお支払いをいただくという立場であるということについてご理解をいただきたいと思います。

○議長（阿部加代子君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

９番今野裕文議員。

○９番（今野裕文君）　ただいま問題になっております議案第７号、平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算に反対をいたします。

事業の見直しをしていただいて、実は調査をしたいと思います。借換えをやめると、これも評価していいのだと私は思いました。ただ、本来事業のこの間の決定の経過はどうであれば、それを水道料金に反映せざるを得ない形で負担させることについては同意をできないというふうに思います。今回は、内部留保資金で対応するということでありますが、負担金で負担を求めていくという考え方に立ったほうがいいのではないかと、そのように思います。

もう一つは、構成市町担当者との話はあったということですが、大きな問題なので、やっぱり議会等にもこうして伝えるべきではなかったのかというふうに思います。

以上の観点から反対をいたします。

○議長（阿部加代子君）　討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部加代子君）　ご着席願います。起立多数であります。よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第15、議案第８号、平成31年度奥州金ケ崎行政事務組合一般

会計予算を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君）　議案第８号、平成31年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算をご説明申し上げます。

別冊予算書の２ページ、３ページをお開き願います。本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億8,108万5,000円に定めようとするものであります。

平成31年度は、衛生事業においては、ごみ焼却施設の長寿命化事業に係る基幹改良工事費などを計上しております。

消防事業においては、消防力整備計画に基づく消防車両の購入費などを計上しております。

予算書の４ページをお開き願います。第２表、地方債であります。ごみ焼却施設整備事業債は2,730万円、消防施設整備事業債は1,880万円を限度に起債をするものであります。

それでは、歳入歳出予算の概要につきまして、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。８ページ、９ページをお開き願います。歳入の主なものをご説明いたします。１款分担金及び負担金、１項分担金は62億1,917万5,000円であります。

２款使用料及び手数料、１項使用料は6,526万6,000円で、休日及び夜間診療所の診療収入、胆江地区広域火葬場さくらぎ苑の使用料が主なものであります。

10ページ、11ページをお開き願います。２項手数料は２億2,430万6,000円であります。

３款国庫支出金、１項国庫補助金は18億8,645万9,000円で、ごみ焼却施設の長寿命化事業に係る循環型社会形成推進交付金が主なものであります。

４款財産収入、１項財産運用収入は25万9,000円であります。

２項財産売払収入は236万円で、粗大ごみの処理等により生ずる鉄屑などの売払収入であります。

５款寄附金、１項寄附金は1,000円であります。

12ページ、13ページをお開き願います。６款繰越金、１項繰越金は2,130万円であります。

７款諸収入、１項預金利子は168万円であります。

２項雑入は1,417万9,000円で、岩手県防災航空隊への職員派遣に係る負担金等が主なものであります。

８款組合債、１項組合債は4,610万円であります。ごみ焼却施設の長寿命化事業に係る衛生債及び共同車両の購入に係る消防債であります。

次に、歳出について主なものをご説明いたします。14ページ、15ページをお開き願います。１款議会費、１項議会費は168万7,000円であります。

16ページ、17ページをお開き願います。２款総務費、１項総務管理費は8,613万円、２項監査委員費は22万9,000円であります。

18ページ、19ページをお開き願います。３款民生費、１項社会福祉費は4,031万1,000円であります。

26ページ、27ページをお開き願います。４款衛生費、１項保健衛生費は１億8,029万5,000円であります。内訳といたしましては、診療所費、火葬場管理費及び広域交流センター費が主な内容であります。

34ページ、35ページをお開き願います。２項清掃費は63億451万4,000円であります。内訳といたしまして、可燃ごみ処理費、粗大ごみ処理費、し尿処理費及び最終処分場費の施設管理経費のほか、６目ごみ焼却施設長寿命化事業費、基幹改良工事に係る工事請負費など53億7,201万1,000円を計上しております。

36ページ、37ページをお開き願います。５款消防費、１項総務管理費は３億1,367万7,000円で、消防本部職員の人件費が主な内容であります。

40ページ、41ページをお開き願います。２項消防費は、14億2,141万6,000円であります。内訳といたしましては、常備消防費13億3,961万1,000円、消防施設費8,180万5,000円であります。常備消防費につきましては、各消防署及び分署における人件費及び消防業務に係る経費が主な内容であります。また、消防施設費につきましては、消防力整備計画に基づく水槽つき消防ポンプ自動車、資機材搬送車、水難救助資機材搬送車の購入等に係る経費であります。

６款公債費、１項公債費は１億1,562万6,000円であります。内訳といたしまして、元金が１億1,216万4,000円、利子が346万2,000円であります。

７款予備費、１項予備費は1,720万円で、平成31年度の不測の事態に備えるものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（阿部加代子君）　ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

３番千葉康弘議員。

○３番（千葉康弘君）　２つお尋ねいたします。

ごみの焼却事業費ということで53億7,000万円とかありますけれども、この中で国、県が18億幾ら、あと一般財源が34億円とかあるのですが、国とか県で最終的に負担してくれる分は幾らで、当組合は最終的に幾ら負担するのか、このとおりなのでしょうか。これが１点ございます。

あともう一点がごみの焼却関係なのですけれども、リサイクルとか何か進められているのですけれども、構成市町の中で減量化にどんなふうに取り組むとかリサイクルをどうやるみたいなお話し合いとか何かはされているのかどうか、その２点についてお尋ねいたします。

○議長（阿部加代子君）　菅原施設管理課長。

○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君）　千葉議員のご質問にお答えいたします。

まず、２点目のほうからお答えさせていただきます。ごみの減量化、リサイクルについて、構成市町とどのように協議を行っているかというご質問でございます。胆江地区衛生センタ

ー、こちらに運び込まれるごみにつきましては、ご存じのとおり奥州市、そして金ケ崎の住民の方々、事業者の方々から運ばれてくるものでございます。当然こちらの施設は、機器、その処理能力で調整を図る、協議の上、同じような内容で運んできていただけるよう、そういった形の管理を行っております。それぞれの構成市町のホームページ等でもそういった部分を表記しておりますので、そういったことでは統一した基準かなというふうに考えてございます。

次に最終的な部分、長寿命化事業費の最後の最後、全体として幾らの負担になるのかというご質問でございますが、おおむねでございますが、まず工事でございますが、約80億円、79億9,200万円、約80億円でございます。その財源の中身というご質問でございますが、国から交付されます循環型社会形成推進交付金、こちらが対象事業の３分の１ということで25億4,000万円入ります。それから、その対象事業費の部分につきましては、震災交付税措置のなされる部分がございます。震災交付税措置につきましては、構成市町に直接入るものでございますが、金額につきましては48億2,000万円ほどでございます。そうしますと、残り約６億4,000万円ほど、これが組合の負担、つまり奥州市と金ケ崎町の負担になると、そういった財源の内訳になってございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　３番千葉康弘議員。

○３番（千葉康弘君）　ありがとうございます。ごみの減量化、リサイクルなのですけれども、どうしてもこちらですと受け入れ部分というようなことであるのですが、その中で幾らに減らしてくれとかというような話し合いはされていないのかなと、それが１つ疑問に思いました。

あともう一点です。今あるし尿処理施設というのは、どのくらいもつような予定といいますか、これから審査か何かあるようですから、難しいかと思いますが、予定では今21年たったけれども、どのくらいは使えるみたいな見込みがあれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　菅原施設管理課長。

○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君）　ごみの減量への取り組みについて、組合のほうから構成市町に対し、どれくらい減らせとか、そういった形の話し合い、こちらにつきましてはごみ焼却施設の定期整備等、今回の場合特にも基幹改良工事ございますので、そういった部分においての相談をしているところでございます。ただし、組合の規約に定めておりますとおり、組合の仕事、全て規約に定めてあるわけでございますが、規約の中では奥州金ケ崎行政事務組合は一般廃棄物処理施設の設置とその維持管理ということでございます。構成市町においてごみの減量化がその仕事となっているところでございます。そうは申しましてもごみを処理している現場のこういった施設を一般住民の方にご見学いただいたり、またごみの減量化につきましては従前ご説明申し上げておりますとおり、今回の基幹改良工

事を捉えて減量化を進めるための施設、リサイクル資源保管庫を設置してございます。そちらの活用を行いながら住民の方にも減量化の啓発活動、そういった部分で努めてまいりたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　千葉水質管理課長。

○会計管理者兼水質管理課長（千葉美隆君）　３番千葉議員の２点目の質問にお答えいたします。

し尿処理施設についてはどのくらいもつのかというご質問でございましたけれども、一般的にはし尿処理施設につきましては20年から40年という耐用の範囲がございます。これらにつきましては、過去の施設の傷みぐあいであったり、所管する組合の更新であったりという部分で、幅については20年という大きな幅がございますけれども、おおむね30年程度で基幹改良や新しい施設にする施設が多いというふうに伺っているところでございます。

○議長（阿部加代子君）　９番今野裕文議員。

○９番（今野裕文君）　４款２項６目、同じ53億円ほどですが、大変大きな事業で、予算額も通常よりずっと大きくなっています。この工事に対応する職員の体制がどうなっているのかお尋ねをいたします。

あわせて、最終処分場で地震とあわせて一定の不具合が出て工事をやり直すということがありました。そのときは、施工業者がみんな責任を負ったようですが、そのようなことが起きないようにしなければならないというふうに私は思うのですが、どのような体制を組もうとされているのかお尋ねをいたします。

○議長（阿部加代子君）　菅原施設管理課長。

○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君）　今野議員のご質問にお答えいたします。

まず、１点目の基幹改良工事に係る職員体制ということでございます。基幹改良工事につきましては、その体制といたしまして担当する施設管理課の中に長寿命化事業推進室を設けております。職員につきましては、私を入れて６名、それから技術的な部分でご指導いただいております嘱託員の方、お一人につきましては組合職員のＯＢの方でございまして、そういった機械設備に大変詳しい方、あともう一方につきましては民間企業で発電設備40年以上にわたって携わられたベテランの方、こちらの方も運転方法のみならずその仕組み、機械設備の設置に係る部分につきましては大変お詳しい方でございます。そういったお二人の方のアドバイス、ご指導をいただきながら工事のほうを進めてございますし、また実際専門的に特化してこの基幹改良工事を担当しておる職員もあと２名ございます。

２つ目でございますが、胆江地区最終処分場、平成23年に施工不良ということで工事をやり直させたことがございます。まず初めに、そういった施工不良、そういったことが決して起こらないようにするために施工監理会社も含めまして取り組んでおるところでございます。

１番目に申し上げました体制全体を挙げまして取り組んでいるところでございますし、非常に若い職員も多いところであり、この工事自体がそういった若い職員の経験を踏む場、勉強の場にもなっているところでございます。施工不良がもし万が一生まれる、そういったことのないように、こういったプラントにつきましては本格稼働する前に、機械が動く前の調整、それから動いた後の性能検査等々、その建設したプラントの不具合箇所を工事期間において修正していく、直していく、それからよりよい方向にしていく、そういった作業もございますので、工事完成後、そういったことがないものと、施工不良が出るようなことはないものと考えてございます。ただし、計画におきましては、当然瑕疵担保等もとっておりますで、そういった体制の中で万全な工事を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　９番今野裕文議員。

○９番（今野裕文君）　その深さはよくわかりませんけれども、体制は万全だということのようであります。いずれ最終処分場のように設計監理会社が入ってもトラブルが起きている。どうでもいいとは言いませんけれども、施工監理をやっている会社さんと対等に話をできるだけの体制はとると、そういうふうに理解していいのかどうかお尋ねして終わります。

○議長（阿部加代子君）　菅原施設管理課長。

○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君）　実際の工事を進めるに当たりまして、毎月プラント、工場の承認、承諾等々行っているところございますが、その中でもやはり先ほど申し上げました２人の指導嘱託員の方が施工の請負業者であるタクマのみならず、施工監理の日産技術コンサルタントに対しましてもかなり入り込んだ複雑な質問等々をしてございます。そういった部分で、経験豊かな２人の方にお手伝いいただいている部分で、まず大丈夫だというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　５番明神キヨ子議員。

○５番（明神キヨ子君）　37ページ、消防費の総務管理費の中の嘱託医謝礼金等というのがございます。10月議会の中で消防職員からアンケートをとるようにお願いいたしましたけれども、どのような内容のアンケートをとられたのか、またその結果についてお伺いいたします。

○議長（阿部加代子君）　千田消防次長。

○消防次長兼消防総務課長（千田光男君）　明神議員のご質問についてお答えします。

まず、37ページの嘱託医の件につきましては、嘱託医に関しましては労働安全衛生法によりまして50名以上の従業員がおる場合に産業医を置くこととなっております。その産業医を嘱託としてお願いしているところです。職員の健康管理の専門ですので、その指導、助言をいただいておるところでございます。

アンケートにつきましては、まずは惨事ストレスについてのアンケートでございます。全

職員を対象とした惨事ストレスに関するアンケートを実施した結果、約７割が惨事ストレスを経験し、そのうち多くの職員に何らかのストレス症状が起きていたことがわかりました。現在のところＰＴＳＤ発症の申し出はありませんが、惨事ストレスに関する共通理解を深めることを目的に、産業医による惨事ストレス予防講演会を実施しまして、惨事ストレスが生じるメカニズムやその影響及びその対策について指導を受けたところでございます。ストレスの症状の改善となるのではないかと期待しているところでございます。

また、セルフチェックによる変調の気づきを促すとともに、継続的なアンケートの実施により早期把握に努め、あわせて各種相談窓口の事前通知、事前周知、受検の手配など、今後もメタルケアに関するサポート体制を維持してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　５番明神キヨ子議員。

○５番（明神キヨ子君）　そのアンケートの内容ですが、その他というふうなところに何か個人的なこと、悩みとか書く欄はなかったのでしょうか。

○議長（阿部加代子君）　千田消防次長。

○消防次長兼消防総務課長（千田光男君）　惨事ストレスのほかにですが、パワハラのアンケートも実施しております。そのパワハラのアンケートにつきましても同じように無記名で全職員に対して回答を求めております。約８割の方から回答をいただいて、そのアンケートの結果をもちましてハラスメント撲滅会議を開催しております。その開催の中で、やはり回答した結果を回答したしないにかかわらず、その結果は全職員の財産として皆さんに公表するべきだということで、全職員に対してその結果を見られるようにしております。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　５番明神キヨ子議員。

○５番（明神キヨ子君）　ありがとうございます。今回パワハラも出てきたということで、本当に職員は大変な現場のストレス、それから職場のストレスと、そういったようなことも抱えながら仕事をしているのだなということをよくわかりました。今後において、アンケート結果を、今次長からも申し上げましたけれども、ぜひとも職場の改善に向けて努力をしていただきたいと思います。このことにつきまして、消防長、それから管理者から一言ずついただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　さまざまな機会を通じて、職員の皆さんの心持ち、あるいはお考えなどもしっかりと今後とも調査をしながら改善すべき点について着目し、そしてどのような改善がいいのかということなども全体で考えながらよりよい職場づくり、職場環境の向上に向け、引き続き努力をしてまいりたい、このように考えております。

○議長（阿部加代子君）　阿部消防長。

○消防長（阿部保之君）　ハラスメントのアンケートにつきましては、パワハラ、セクハラ

含めて、あらゆるハラスメントについてのアンケート結果でございます。まさにハラスメントは、個人の尊厳を損ねるのみのらず、職場全体の空気もよどませる、まさに市民、町民の皆様の安心、安全を担う機関、組織としてあってはならぬことと考えておりますので、働きやすい職場、すなわち安心、安全を確実に実行できる機関として今後もセルフチェック含めて努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

２時25分まで休憩いたします。

午後２時15分　休憩

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

午後２時25分　再開

○議長（阿部加代子君）　再開いたします。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第16、議案第９号、平成31年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君）　議案第９号、平成31年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算をご説明申し上げます。

平成31年度は、これまでの供給状況を勘案した供給水量としているほか、浄水場の運転管理及び天日乾燥床汚泥処分に係る業務委託料、ポンプ設備の整備補修費、ポータブル色濁計購入費などを計上しております。

なお、資本的収入及び支出の予算については、建設仮勘定に係る企業債の借換え廃止により支出のみの予算としております。

別冊の平成31年度予算書の１ページをお開き願います。第２条の業務の予定量でありますが、年間総供給水量366万立方メートル、１日平均供給水量１万立方メートルの供給を見込んでおります。

予算額でありますが、第３条の収益的収入及び支出の予定額については、収入総額は５億1,839万3,000円で、内訳は第１項営業収益４億4,012万1,000円、第２項営業外収益7,827万2,000円であります。支出総額は５億2,472万7,000円で、内訳は第１項営業費用４億849万1,000円、第２項営業外費用１億1,423万6,000円、第３項予備費200万円であります。

第４条の資本的支出の予定額については、支出総額２億9,425万6,000円で、内訳は第１項建設改良費45万4,000円、第２項企業債償還金２億9,380万2,000円であります。

資本的収支不足額２億9,425万6,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額３万4,000円及び過年度分損益勘定留保資金２億9,422万2,000円で補填しようとするものであります。

第５条の一時借入金でありますが、その限度額を１億円とするものであります。

第６条の議会の議決を経なければ流用することができない経費でありますが、職員給与費1,707万2,000円を定めるものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君）　ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

９番今野裕文議員。

○９番（今野裕文君）　ただいまの説明で建設仮勘定については、補正する前の予算としておりますというのは、先ほどの第７号と同じような処理になっているということでしょうか。

○議長（阿部加代子君）　及川企画総務課長。

○企画総務課長（及川勝博君）　９番今野議員のご質問にお答えいたします。

先ほど補正で提案したとおりの同様の内容で計上しているものでございます。

○議長（阿部加代子君）　３番千葉康弘議員。

○３番（千葉康弘君）　今現在も各井戸とかからくみ上げている水がありますけれども、このくみ上げている水とか、あと現在の各地区にあるといいますか、小さな浄水施設と申し上げればいいのですか、施設、これがいつまで使えるのか。こういうのは、いつごろ確定するのかなという部分があります。というのは、必要水量が確定しないことには、これから建設費用をどんなふうにして回収するとか、水道料金どうなるとか、こう話が進まないと思うのですけれども、その辺のことは一番先に確定して次の段階に進むのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

○議長（阿部加代子君）　千葉水質管理課長。

○会計管理者兼水質管理課長（千葉美隆君）　３番千葉議員の質問にお答えいたします。

各井戸の水で各地区の施設などについて、その見通しについてはいつごろ確定するのかというご質問の内容だと思いました。各井戸等の施設につきましては、構成市町、奥州市、金ケ崎町、それぞれ所有する自己水源となります。自己水源の状況につきましては、今後30年度、31年度までかけて調査をするというふうに構成市町のほうからお伺いしておりますので、その後に用水供給事業、胆沢ダムを原水とする水を使用して供給する料金、それから自己水

源のこれからの維持管理に要する費用等のコスト比較を今後検討していくということで、その検討結果については平成33年度ごろには結論を出したいというふうな方向性で構成市町と協議をしているというところでございます。

○議長（阿部加代子君）　３番千葉康弘議員。

○３番（千葉康弘君）　30年、31年かけて調査というようなことがある。そして、あと１年置いてそこで検討するということなのでしょうけれども、そうしますと33年からこれからどうするみたいなことになるということになりますと、その間30年、来年までは現在ので何とかなるような話ですけれども、そうすると本当に厳しい状況といいますか、待ったなしの状況にあるというふうになるかと思うのですが、その辺お聞きして終わります。

○議長（阿部加代子君）　高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君）　今の供給料金につきましては、29年から31年度までの３カ年の供給料金となってございまして、32年度以降の供給料金については来年度31年度に検討するという内容となってございます。

そして、さらに各市町の自己水源の様子を勘案しましてその事業計画を検討するわけですけれども、それに伴いまして、33年度にもまた供給料金については見直しをする必要があるのではないかというふうなことで今予定をしてございます。

○議長（阿部加代子君）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

９番今野裕文議員。

○９番（今野裕文君）　議案第９号、平成31年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算について、議案第７号と同じ理由で反対いたします。

○議長（阿部加代子君）　討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部加代子君）　ご着席願います。起立多数であります。よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会に付議した事件は全て議了いたしました。

これをもって平成31年第１回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後２時33分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定により、ここに署名する。

平成31年２月４日

奥州金ケ崎行政事務組合議会

議　長　　阿　部　　加代子

７　番　　有　住　　修

８　番　　小野寺　　重